

平成16年第2回本巢市議会定例会議事日程（第1号）

平成16年3月12日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告について
- 日程第4 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市））
- 日程第5 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（下呂市））
- 日程第6 議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託（H14））
- 日程第17 議案第13号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託（H15））
- 日程第18 議案第1号 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定について（継続審査）
- 日程第19 議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定について
- 日程第20 議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定について
- 日程第21 議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定について
- 日程第22 議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定について
- 日程第23 議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水特別会計予算の議定について
- 日程第24 議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定について
- 日程第25 議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定について
- 日程第26 議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定について

- 日程第27 議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定について
日程第28 議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定について
日程第29 議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定について
日程第30 議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定について
日程第31 議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定について
日程第32 議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定について
日程第33 議案第28号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入について
-
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（49名）

1番	安藤重夫	2番	翠幸雄
3番	安藤次郎	5番	国井博
6番	道下和茂	7番	吉田建夫
8番	日浦興和	9番	浅野英彦
10番	杉山一郎	11番	長谷川勝彦
12番	中村重光	13番	藤沢敏夫
14番	村瀬明義	15番	高木俊一
16番	若原敏郎	17番	瀬川治男
18番	堀守	19番	吉村優
20番	宮脇孝男	21番	小澤菊治郎
22番	川口金二郎	23番	後藤寿太郎
24番	小川幸雄	25番	園部隆雄
26番	山田澄男	27番	上谷政明
28番	大熊和久子	29番	竹中光夫
30番	大西徳三郎	31番	戸部弘
32番	林和治	33番	春日井万里
34番	宮川久夫	35番	高橋秀和
36番	高橋一	37番	出村宏行
38番	高橋義和	39番	高田弥
40番	遠山利美	41番	杉山潔
43番	村瀬治	44番	稲葉信春
45番	瀬古孝雄	46番	鵜飼静雄
47番	川村高司	48番	三島智恵子

49番 白井茂臣
51番 白木健

50番 中野治郎

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	内藤正行	参与	新谷哲也
参与兼合併 プロジェクト室長	守屋太郎	収入役 職務代理者	高田善和
総務部長	溝口義弘	企画部長	高橋武夫
市民環境部長	土川隆	健康福祉部長	中村節
産業建設部長	服部次男	上下水道部長	林賢一
教育長 職務代理者	堀部秀夫	根尾 総合支庁長	島田克広

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	富田義隆	議会書記	今村光男
議会書記	杉山昭彦		

開会の宣告

議長（村瀬 治君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成16年第2回本巢市議会定例会を開催します。

ただいまの出席議員数は49人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（村瀬 治君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 中村重光君と13番 藤沢俊夫君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（村瀬 治君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りをします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの18日間とし、3月13日から15日までと3月19日から3月19日から3月28日までは休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月29日までの18日間とし、3月13日から15日までと3月19日から3月19日から3月28日までは休会に決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長（村瀬 治君）

これより日程第3、諸般の報告を行います。

まず、私より……。

〔発言する者あり〕

皆さん、写真撮影を許可してよろしいでしょうか。よろしいですか。

〔挙手する者あり〕

はい、鵜飼さん。

議員（鵜飼静雄君）

基本的には禁止ですので、どうしてもという場合、特別な場合ということがあり得るんであれ

ば、そのことについて議運で改めて論議してもらって、こういう場合についてだけ認めるということは、ひょっとしたらあるかもしれませんが、それはあくまでも例外規定であって、原則的にはなしということで行くべきじゃないかと思いますが。

議長（村瀬 治君）

それでは、議運で協議をさせていただいてから、決定をさせていただきます。それまでは撮影は禁止でございます。

本巢消防事務組合定例会の報告をいたします。

平成16年第1回本巢消防事務組合議会定例会が平成16年1月27日、旧4町村のときに組合会議室で開かれましたので、代表して報告をいたします。

提出案件は4件であり、本巢消防事務組合消防本部及び消防署等の設置条例の一部改正は、本巢市が誕生し、管内区域の住所表示が変更になることから、その表示を改正するものであります。

本巢消防事務組合火災予防条例の一部改正は、防火対象物における喫煙所の設置規制、劇場等客席設置基準の見直しによる改正です。平成16年分賦金は7億8,132万6,000円で、本巢市は4億4,117万6,000円で、分賦率は56.465%です。

平成16年一般会計予算は、歳入歳出それぞれ8億3,829万7,000円であり、歳出の主なものは、人件費6億7,994万9,000円、中署配備の水槽つきポンプ車購入費に2,950万円と、指揮車購入費400万円であります。提案された4議案とも原案のとおり可決しました。

以上で、本巢消防事務組合定例会の報告を終わります。

続きまして、西濃環境整備組合議会定例会の報告をいたします。

平成16年第1回西濃環境整備組合議会定例会が、平成16年2月24日、組合会議室で開かれましたので、報告します。

提出案件は5件であり、組合副管理者に神戸町長の古田弘義氏を選任し、組合監査委員に瑞穂市長の松野幸信氏の選任同意を承認されました。

平成15年度一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ2億3,547万7,000円を減額し、34億8,050万1,000円とするものですが、この減額は、昨年熔融炉の完成により、長野県、千葉県へ搬出していた最終処分委託料が半分となったのが主な理由です。

平成16年度一般会計予算は、歳入歳出それぞれ15億2,965万7,000円であり、主な歳出は、一般管理費6,626万7,000円、財産管理費3,252万5,000円、屋内温水プール管理費7,754万8,000円、塵芥処理費9億1,565万9,000円で、前年度対比21億8,632万1,000円の減額であります。なお、本巢市の組合分賦金額は1億6,796万6,000円で、組合分賦金割合は12.90%であります。5議案とも原案のとおり可決いたしました。

以上で、西濃環境整備組合議会定例会の報告を終わります。

次に、もとす広域連合議会定例会の報告を林和治君より報告願います。

32番（林 和治君）

もとす広域連合議会定例会の報告をいたします。

平成16年第1回もとす広域連合議会定例会が、平成16年2月23日から2月26日の4日間の会期で開かれましたので、報告をいたします。

提出案件は12件で、議長・副議長が欠けたため、議長選挙で瑞穂市の清水貞夫氏に、副議長選挙に不肖私、林和治が選ばれました。

議会委員会条例の一部改正は、定数減による常任委員会定数を8人から5人とし、議会運営委員会を7人から6人に改正するものであります。

専決処分の承認は、旧4町村がもとす広域連合から脱退し、本巢市が加入することに伴うもので、その承認を求めるものであります。

平成15年度一般会計ほか4件の補正予算は、歳入歳出ともに実績を加味しての調整の補正であります。平成16年度一般会計予算は3億6,630万8,000円で、前年比2億7,473万4,000円と大きな伸びとなっておりますが、ストックヤードの整備に係る広域行政推進交付金であります。

介護保険特別会計は、歳入歳出それぞれ33億8,175万7,000円であり、前年度比1億9,661万8,000円で6.2%の増であります。介護サービス給付費が6.5%増及び支援サービス給付費9.6%増となる見込みからであります。

老人福祉施設特別会計は、歳入歳出それぞれ10億7,148万4,000円であり、前年度対比で3億1,198万4,000円で41.1%の増となっており、主な原因は、痴呆性高齢者向け短期入所、並びにデイサービスセンターの整備3億4,524万2,000円であります。

療育医療施設特別会計は、歳入歳出それぞれ8,371万円で、前年度比231万2,000円の増であり、障害児の支援費へ制度移行で利用者への対応の充実のため、療育担当職員の充実を期するものであります。

衛生施設特別会計は、歳入歳出それぞれ2億8,872万1,000円で、前年度対比1,279万8,000円の減であります。

以上、一般会計と四つの特別会計の総計は51億9,198万円で、本巢市の負担は6億4,815万円あります。12案件とも原案のとおり可決いたしました。

これで、もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

議長（村瀬 治君）

次に、特別委員会からの報告をお願いいたします。

議会だより編集特別委員会委員長 三島智恵子君より報告願います。

48番（三島智恵子君）

では、議会だよりの編集特別委員会の御報告をさせていただきます。

本巢市議会だよりの創刊号を発刊するに当たりまして、去る2月24日、本庁舎で委員全員と書記1名の出席により、第1回の議会だより編集特別委員会を開催いたしました。

協議内容は次のとおりでございます。

創刊号については、4ページのオールカラー印刷。掲載内容につきましては、表紙を市役所本庁舎の全景写真とし、次のページより創刊に当たっての議長あいさつ、2月開催の初議会の決定内

容、新しい議会構成について掲載するということを決めました。発行日につきましては3月1日とし、既に市内の各世帯に配付をいたしておりますし、議員の皆様の書類入れにも一部ずつ配付をさせていただいております。また、今後の発行につきましては、5月、8月、11月、2月の年4回の発行を予定しております。ボリュームとしては、16ページ建ての予定でございます。

大変記事の内容が多くなりますので、今後委員会活動については、各常任委員長さん、特別委員長さんにぜひ報告書を書いていただきたいということをお願いに上がりますので、よろしく願いたします。

また、一般質問の掲載方法につきましては、今議会が初めてでございますので、出た内容、あるいは人数を勘案して、どういう形で掲載するか決めたいと思います。決定次第、御報告をさせていただきますので、御協力のほど、よろしく願いたします。以上、報告といたします。

議長（村瀬 治君）

次に、文化観光開発特別委員会委員長、高木俊一君より報告願います。

15番（高木俊一君）

議長のお許しを得ましたので、御報告させていただきます。

第1回の文化観光開発特別委員会を、去る3月10日午前9時から第1会議室におきまして、委員全員10名と市側、新谷参与、堀部教育長職務代理者、服部産業建設部長のほか、関係職員6名の出席のもと、担当部局から観光施設、文化施設、文化財について概要説明を受けた後、委員として、各地域には観光施設、文化財がどこにどのようなものがあるか、現状を確認し、見聞を広げ、今後の課題・問題点を探索し、観光、文化の振興に役立てることを目的として庁舎を出発しました。

合併いたしました本巢市におきましては、文化施設で、国指定文化財が10カ所、県指定が18カ所、本巢市旧市町村の指定文化財が95カ所ありまして、当日、とても1日では時間的に回れないということで、スケジュールを関係部局にお願いしまして各地域を回ってきました。

商工観光関係におきましては、文殊の森公園、根尾谷地震断層観察館のほか3カ所、教育文化関係におきましては徳山神社の鰐口、能郷白山神社と古墳と柿の館、真桑の人形文楽の舞台の見学ほか7カ所、計16カ所を視察研修いたしました。

視察研修を終えまして本庁に帰り、委員会活動の今後の課題、感想として、委員10名からいろいろ御意見が出ましたので、5点を一応御披露申し上げます。

その1点、道の駅織部の里もとすの来客数は、15年度実績、1月、2月の入場者を外して、月平均10ヵ月で約4万人あるということで、現在、織部の里というのは定休日を毎週水曜日にやっているんですけども、その定休日をなくして連日営業したらどうかという御意見が1点。

次に、観光面におきましては、リバーサイドモールについては年間1,000万人の使用数がありまして、最も多い本巢市の施設であるので、観光振興として今後大切にしていってどうかという御意見。

3点目に、根尾の能郷白山神社の能狂言につきましては、本巢市のすばらしい文化遺産であるがために、本巢市だけでなく外部に向けてのPRが必要だということ。

そして、4点目におきましては、古田の織部、真桑人形浄瑠璃等の文化遺産についてルーツ等の研修を深め、文字として記録を作成したらどうかという意見。

5点目に、市の文化遺産については変えてはならないものを将来にわたり保存していけるよう支援していく必要があるという以上5点の反省、要望事項がありまして、今後の委員会活動を進めていくことを確認し、5時30分をもって研修視察を終了しました。これで文化観光開発特別委員会の御報告をさせていただきます。

議長（村瀬 治君）

それでは、市長から所信の一端を述べたい旨の申し出がありましたので、これを許可します。

市長（内藤正行君）

皆様、おはようございます。

本日、平成16年第2回の本巢市議会定例会が開催されるに当たりまして、議員の皆様には全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員の皆様には、2月1日の本巢市の発足以来、臨時議会を経られまして、本巢市議会議員としての議員活動、あるいは議会活動に精励させていただいておりまして、立ち上がり間もない市政の推進に多大の御理解と御貢献を賜っておりまして、心から感謝と敬意を申させていただきます次第でございます。

ただいまは、今議会の会期の決定を賜りまして、まことにありがとうございました。

私ごとで恐縮でございますが、去る7日に執行されました本巢市長選挙におきまして、当選の栄に浴させていただきました、初代市長を務めることになった次第でございます。このたびの選挙に当たりましては、議員の皆様方に力強い御支援をいただきまして、当選の栄に浴させていただいたわけございまして、まことに光栄に存ずるところでございます。

4町村が一緒になったわけございまして、こうした形での市制執行でございます。市というものの規模が大変大きくなりましたし、また権能も高まってまいったということでございまして、そうしたことを実感しております。初心に返りまして、公正・公平な市政の運営と地域間の格差のない均衡ある発展を目指して専心努力をしまいる所存でございます。また、議員の皆様方には、特段の御指導と御支援を賜りますようお願いを申し上げる次第でございます。

本巢市誕生に至ります道のりにおきましては、合併は互いに助け合うという考え方から合併に取り組んでまいりましたし、また合併の協議においては、譲り合う精神で御協議を願ったと思いません。私が日ごろ座右の銘としております「互助と互譲の精神」がここで発揮されたと、このように思っております。私も合併協議会の会長として、その調整役に徹してきたわけでございますが、市長としてリーダーシップを発揮していかないと、このように思っておる次第でございます。

旧本巢町、真正町、糸貫町及び根尾村の4町村の合併協議によりまして作成しました「新市建設計画」は、本巢市のマスタープランとしてその役割を果たすものでありまして、本巢市となって策定する総合的かつ計画的な行政運営を図りますための基本構想につきましては、当該計画を尊重し、その趣旨・内容等を生かした施策等が盛り込まれることとなります。

また、新市建設計画には財政計画も組み込まれておりまして、昨今の地方財政を取り巻く環境は非常に厳しく、施策の展開に当たり、あわせて健全な財政運営が確保できるよう、計画的な財政支出に心がける必要がございます。

このようなことから、市政推進の姿勢としましては、合併協議の結果を尊重しつつ、財政の健全化にも配慮し、本巢市の発展を目指して市政を推進するべきものと考えております。

新市建設計画では、本巢市の将来像を、豊かな自然を背景にしまして「自然と人が共生し、快適で心ふれあうまち」と、このように定めておりまして、これを実現しますために、自然に配慮した快適なまちづくり、生きがいとやすらぎのあるまちづくり、活力とにぎわいのあるまちづくり、豊かな心と文化をはぐくむまちづくり、みんなで築く希望に満ちたまちづくりという五つの基本方針を立てているところでございます。基本方針を実現するための具体的な施策の推進に当たり、「均衡ある発展」を基本姿勢に、住民との協働を積極的に進めながら、さらに豊かな自然に抱かれた快適な生活環境の追求、市民同士の触れ合いを通じた一体感の醸成、市民に対して責任が持てる効率的な行財政運営、こうしたことをキーワードとして取り組み、市民の方が合併してよかったと実感していただけるよう、心がけてまいりたいと思う次第でございます。

それでは、今後取り組んでまいります主な施策の内容につきまして申し上げます。

まず、新市建設計画に最重点プロジェクトとして位置づけた施策の早期実現でございます。

これは、合併の効果が発揮でき、かつ合併の折にしかできない施策でございます。市民の方から多くの期待が寄せられているものと考えております。具体的に申し上げますと、三つのネットワーク化ということでございます。

一つ目としましては、公共交通機関のネットワーク化でございます。これは、樽見鉄道の北方真桑駅に隣接して交通拠点を整備して、路線変更をお願いした既存バス、路線バスですね、これと新たに展開するコミュニティバス路線を集結させて、鉄道との乗りかえをスムーズにすることにより、自動車を運転することのできない学生さん、高齢者の方、障害者方等々に、安全で利便性の高い移動手段として確保してまいる事業でございます。

しかしながら、鉄道の存続問題が検討されている状況下でありますので、まず平成16年10月までに仮のバスターミナルを設けまして、コミュニティバスを運行しまして、バスのネットワーク化を図ってまいりたいと存する次第でございます。

二つ目に、地域道路ネットワークの整備でございます。これは市内を縦断する道路としましては国道157号のみでありまして、しかも朝夕のラッシュ時や観光シーズンになりますと大変な混雑をいたしますので、これに並行して、仮称でございますが本巢市西部連絡道路を整備しまして、渋滞を緩和しますとともに、市内外への交通の利便性を高めてまいりたいと、このように思っているところでございます。

最後に三つ目としましては、地域情報ネットワークの推進でございます。これは、光ファイバーを活用した情報通信基盤の整備でございます。近年、無線による通信手段も実用化となりまし

て、広大な面積を有する本巢市には経費面から有効な手段であると考えておりまして、この同報無線にも活用できることになってまいりましたので、災害時の情報提供手段としても期待できます。この事業には、特に市内全域への展開となることから、市民の方のだれもが地域間格差のない均一したインターネットの利用や各種行政サービスを受けることができるわけでありまして、また、来るべき地上波デジタル放送の時代に備えまして、テレビ受信もこの事業で対応できるように盛り込むつもりでございます。進め方といたしましては、情報技術は日進月歩の世界でありますので、市といたしましては、基本計画を早急に選定いたしまして、識見者等で組織します検討委員会を立ち上げまして、十分に協議を行いながら決めてまいりたいと考えております。

これら三つのネットワークにつきましては、何とか四、五年以内に実現したいと考えております。なお、事業規模が大きく、多額の財政支出が見込まれますが、合併に伴います国や県からの財政支援を受けながら、例えば合併特例債の充当などを最大限に活用いたし、補助事業でできるものは補助を導入するなどしまして、一般財源からの支出をできる限り抑制し、健全な財政運営に努めてまいりたいと思う次第でございます。

最重点プロジェクトに次ぐ施策としましては、重点プロジェクトに位置づけましたものを含めまして、主要事業に位置づけた施策の計画的かつ着実な推進でございます。快適な生活環境を提供するためには、下水道整備など生活に直結した施設整備が必要でございます。一部の地域に偏らず、足並みをそろえながら、市内のどこに住んでも同様に快適な環境が得られるよう取り組んでまいります。また、快適な環境は人の流入につながります。南部の真正地区では、大型店舗の進出が相次ぎまして、宅地開発も盛んでございます。しかし、市街化調整区域に指定されました糸貫地区の東部も、岐阜市に隣接し、便利のため住宅需要は多いところでございますので、開発も視野に入れまして、市独自の都市計画づくりにも積極的に取り組んでいきたいと考えているところであります。

次に、生きがいとやすらぎを享受していただきますために、だれもが安心して生活が送れますよう、互いに支え合う地域社会の構築が必要でございます。障害者施設整備など、社会的弱者の方にサービスが提供できる施設整備はもとより、いつまでも健康でいられるよう健診体制の充実や、健康増進を図るため生涯スポーツの振興なども行いますとともに、医療面においては市内の公的医療機関の充実を図り、医療体制の充実にも努めてまいります。また、子育て支援のため、高い水準の乳幼児医療を充実していきますとともに、消費生活相談窓口の設置・相談体制の充実を図るなど、市民の方から不安を取り除き、安心な暮らしをしていただけるようお手伝いをしてまいりたいと考えております。

安全の確保という観点から、消防防災施設の整備を進めますとともに、市民の方の災害に対する知識を高めながら、防災意識の高揚が図れるよう、啓発活動や災害時に対応できる備品等の提供を行ってまいりたいと考えております。

活力とにぎわいを創出するための施策でございますが、産業の振興が重要であると言えます。当面、工場跡地などの遊休地に雇用能力の高い企業の誘致を推進し、若年層の就業機会の確保につな

げてまいりたいと考えております。また、将来、東海環状自動車道糸貫インターチェンジの周辺に物流、環境産業を誘導していきますとともに、工業団地の造成を進めてまいりたいと考えております。

林業では、森林が持つ多面的な機能を保持する観点から、間伐や森林の育成など森林保全のための事業を展開いたしますとともに、観光・交流の場としても活用できるよう取り組んでまいりたいと思います。

農業では、富有柿のブランド化を一層進めることにより販売促進を図りますとともに、イチゴや花卉栽培のさらなる特産品化の支援にも努めてまいります。市内にある豊富な観光資源を充実活用して観光産業の活性を図り、観光客の誘致を積極的に行ってまいりたいと考えております。

心豊かなたくましい子供たちをはぐくむ環境づくりにも努めてまいりたいと考えまして、幼児のころから大切に育てていけるよう教育施設等の充実など、環境整備を図ってまいります。また、生涯スポーツの振興にも努め、だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、生涯にわたって豊かなスポーツライフが満喫していただけるよう、総合型スポーツクラブの育成を図るとともに、その活動拠点となり、市民の交流の場にもなり得るスポーツ施設の整備に努めてまいりたいと考えております。

本業市は、文化の薫りが漂うまちと言ってよいほど有形・無形の文化財が豊富にございます。文化財の保全はもとより、新たな文化財の発掘など新しい文化の創造にも努めてまいります。

これらの市政推進の展開に当たりましては、市民の方にも参加していただきまして、ともに手を携えて新たな未来を切り開いていけるように、行政と住民が協働する必要があるとございます。このためには、市民の方に参画していただける仕組みを検討いたしますとともに、自治会活動への支援にも力を注ぎ、さまざまな分野で活動していただけますようNPOの育成支援にも取り組んでまいりたいと考えております。

合併の効果が出せますよう、行政自体の変革も市民の方に示さなくてはなりません。質の高い行政サービスを効率的・効果的に提供できるよう、職員の資質向上に努める必要があるとございます。

また、地方交付税の削減など、厳しさがさらに増しつつある地方財政に耐えられる体力を確保するため、適正規模かつ効果的な事業の展開に心がけまして、効率的かつ健全な財政運営にも努めてまいり所存でございます。

本業市が抱えます当面の課題についてでございますが、樽見鉄道の存続問題でございます。樽見鉄道は市内を縦断しておりまして、市民の通勤・通学の足として欠かせない存在でありますとともに、淡墨桜、温泉など北部にある観光名所へのアクセスとして利便性の高い鉄道でございます。地域によっては、樽見鉄道に関する考え方に若干の温度差がありますが、私としましては、存続を視野に、どう対処していくべきかを検討すべきものと考えております。しかし、存続には相当財政支出を伴うことが見込まれますので、現在行っております第三者機関により調査研究結果に基づきまして、市としての最終判断には、議員の皆様方、あるいは市民の方と話し合いをして決めてまいりたいと考えます。また、沿線自治体との協調体制は、大垣市を中心に進めてまいりべきものと

考えているところであります。

名鉄揖斐線につきましては、市内には国立工業高等専門学校や二つの高等学校があることから、通学の足として欠かせない存在でございます。しかし、樽見鉄道以上に多額の財政負担を強いられることが予想されます。存続の判断につきましては、岐阜市主導のもとに、沿線自治体で真剣に研究・検討をしまっている必要があるかと存じます。

最後になりましたが、本巣市誕生に至った旧4町村の合併は、地方自治を取り巻く厳しい経済社会情勢を見越す中で、議会、行政、住民が真剣に取り組んでまいった結果によるものでございます。それゆえに、自己責任のもと、自立できる市を目指しまして、次世代にも誇れる明るい未来を目指さなくてはなりません。

これから展開してまいりますまちづくりは、「みんなで築く」という意識を持ちながら取り組んでまいりたいと考えます。このためには、極力早期に市民の方の旧町村意識を取り除き、一体感が持てるよう努力を怠りません。幸いにも、議員の皆様方におかれましては、旧町村議会の議員を務められました全員の方が引き続き市議会議員となつていただいておりますので、議員の皆様方もよろしく御尽力を賜りますよう、お願いを申し上げます。

私としましては、議員の皆様と連携を密にしまして、公正な市政の推進に努めてまいりまいる所存でございますので、格別の御指導を賜りますようお願いを申し上げます、所信の表明とさせていただきます。

なお、諸般の報告をさせていただきますが、広域連合の連合長といたしまして瑞穂市長の松野幸信氏を選出いたしました。私は、老人福祉施設の担当副連合長としてお世話になることになりましたし、北方の白木町長は療育医療・衛生施設の担当副連合長として担当させていただくことになりましたので、報告を申し上げます。

以上、所信表明並びに諸般の報告をさせていただきます。御清聴を賜りまして、まことにありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 報告第9号及び日程第5 報告第10号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

これより日程第4、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市））と日程第5、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（下呂市））を一括議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長 内藤正行君。

市長（内藤正行君）

初めに本日提出いたしました議案につきまして、御説明をさせていただきます。

本定例会に提出いたしました案件は、報告2件、条例関係10件、契約関係2件、予算関係14件、その他1件で、合計29の議案でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは報告第9号、報告第10号の専決処分の承認を求めることにつきましては、いずれも関連がありますので、一括御説明をさせていただきます。

本案件は、郡上郡7カ町村及び益田郡5カ町村の合併によりまして3月1日に廃され、新たに郡上市及び下呂市が設置されましたため、岐阜縣市町村会館組合の脱退・加入に伴い、本組合を組織する市町村数の増減について、関係地方公共団体との協議により、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、これを報告いたしまして、議会の御承認をお願いする次第でございます。よろしく御審議くださいます、御承認くださいますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

日程第4、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜縣市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市））を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております報告第9号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第9号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜縣市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市））についてを採決いたします。

報告第9号を、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜縣市町村会館組合を組織する市町村数の増減（郡上市））については、承認することに決定をいたしました。

日程第5、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜縣市町村会館組合を組織す

る市町村数の増減（下呂市）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております報告第10号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、報告第10号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから報告第10号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第10号を、原案のとおり承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（岐阜県市町村会館組合を組織する市町村数の増減（下呂市））については、承認することに決定をいたしました。

ここで暫時休憩をいたします。15分から再開をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

午前10時05分 休憩

午前10時21分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員は49名全員であります。それでは議会を再開させていただきます。

日程第6 議案第2号から日程第17 議案第13号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第6、議案第2号 本巣市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第17、議案第13号 委託契約の変更契約の締結について（本巣市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）までを一括議題といたします。

市長の提案説明を求めます。

市長（内藤正行君）

それでは、議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして、改正するものでございます。

議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じて本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するため、同様に改正するものでございます。

議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律に準じまして本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するため、同様に改正するものでございます。

議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、改正するものでございます。

議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定についてでございますが、地方自治法第138条の4第3号の規定に基づきまして、本巢市計画審議会を置きますために、本条例を制定するものでございます。

議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定でございますが、旅館業を目的とした建築の規制を行うことにより、地域住民の善良な風俗の保持及び青少年の健全育成にふさわしい社会環境の保全を目的としまして、本条例を制定するものでございます。

議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定についてでございます。地方法第5条第6項第5号に規定します国民健康保険税を課するため、同法第3条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものでございます。

議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定についてでございます。本巢市の豊かな自然環境と良好な生活環境の保全等に関する施策を調査・審議する本巢市環境保全審議会を設置しますために、本条例を制定するものでございます。

議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定についてでございます。国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づきまして、国より本巢市に譲与を受けますために、本条例を制定するものでございます。

議案第11号 本巢市下水道事業推進審議会条例の制定についてでございます。地方自治法第138条の4第3項の規定に基づきまして、本巢市下水道推進審議会を置きますために、本条例を制定するものでございます。

議案第12号 委託契約の変更契約の締結についてでございます。特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託契約の変更契約を締結いたしたいために、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

議案第13号 委託契約の変更契約の締結についてであります。特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託契約の変更契約を締結いたしたいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものでございます。

以上、提案説明とさせていただきますが、詳細につきましては担当部長より詳しく御説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますように、御議決賜りますよう、お願いをいたす次第でございます。

議長（村瀬 治君）

日程第6、議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第9、議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定についてまでの補足説明を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、議案第2号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明をさせていただきます。

この条例につきましては、もう既に昨年の11月議会で議決、あるいは専決をされ、12月の各町村の議会で承認は得られている条例でございます、実は施行日がこの4月1日ということになっておりますので、今回改めて市の条例として提案をし、御決定をいただくというわけでございます。

まず、内容につきましては、通勤手当の上限額の改定でございます、従来、公共交通機関をいたしての通勤手当は4万5,000円を限度にしまして、それを超える部分にあっては超えた部分の5,000円までということで、5万円という上限でございました。それが今回の改正によりまして、5万5,000円という上限額になったというものでございます。それから、自動車等を利用して行う者の通勤手当でございますけれども、従来は40キロでとめられておったわけでございます。それ以上の制限がなかったわけでございますけれども、今回ここに示しておりますように45キロから50キロ、50キロから55キロ、55キロから60キロというような形で、これだけの部分が加えられたという改正でございます。60キロ以上が2万4,500円になったということでございまして、従来は40キロ以上どれだけありましても2万900円でありましたが、そんな改正でございます。

それとあわせて、職員の期末手当の関係でございますけれども、この部分の改正が2ページの一番下の方を見ていただきますと、26条第2項中とあります。「100分の155」を「100分の140」ということで、これは6月分に支給されますところの手当でございます。それから次に、「100分の145」を「100分の160」というのは12月分の一般職の職員の手当に関する部分でございます。次に「100分の135」を「100分の120」に、これは特定幹部職員といひまして、7級、8級の職員を指します。これに係りますところの手当の部分でございます。この6月分。それから「100分の125」を「100分の140」に、これは6月分、このように改正がされたというものでございます。

なお、その次に同条第3項中と書いてございますが、この部分につきましては再任用職員の手当

の支給の割合を書いておりますが、本市においては再任用職員はございませんので、割愛をさせていただきます。

続きまして、議案第3号 本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明をさせていただきます。

この部分につきましても、同じく下の方に第5条2項中と書いております。期末手当の支給でございますが「100分の225」を「100分の210」に、これは6月分でございます。それから「100分の215」を「100分の230」に、これは12月分ということで、支給率が変わるということでございます。

続きまして、議案第4号 本巢市議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましての補足説明をさせていただきます。

これも前議案と同じような形で、第5条第2項中「100分の225」を「100分の210」に、これは6月支給分でございます。それから「100分の215」を「100分の230」に、これは12月支給分でございます。ともに、この条例は16年4月1日から施行するというものでございます。

続きまして、議案第5号 本巢市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これにつきましても、平成14年の4月1日から施行するというものでございます。

内容につきましては、87条の関係でございますけれども、軽自動車、あるいは原付自転車等、こういうものを取得したときにおきまして、従来は町村の条例によって記入事項、書式が定まっておりますませんでした。それが今回、総務省令によりましてそれぞれ書式が定まったということでございます。そうしたときに、例えば上段の方に書いてありますのは、要するに自動車を取得した、あるいは所有者となった場合については、15日以内に届け出をなさいと。そうした場合には、施行規則第33号の4の様式によって行いなさいと。それから原付自転車とか小型特殊自動車につきましては、施行規則の33号の5の様式によって申告をなさいとということで、書式が定められたということでございます。

その次に2項でございますけれども、これについては名義変更とかを行った場合についての届け出、これも15日以内に同様の書式によって届け出るというものがここに記してございます。

それから3項でございますけれども、廃車をした場合についてここに書いてありますが、これも同じ書式で届け出をするということに変わってきたものでございまして、改めて書式が定められたというふうに御理解をいただきたいと思っております。

以上、補足の説明を終わらせていただきます。

議長（村瀬 治君）

日程第10、議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定についてと、日程第11、議案第7号 本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定についての補足説明を求めます。

企画部長。

企画部長（高橋武夫君）

それでは、議案第6号 本巢市計画審議会条例の制定につきましての補足説明をさせていただきます。

ます。

この条例制定につきましては、本巢市の将来を定める総合計画等を策定するに当たりまして、議員さん、また識見を有する方々より広く御意見をいただきたく、調査・審議をお願いするため、審議会を制定するものでございます。

この条例の内容等につきまして簡単に御説明をさせていただきますが、まず第1条関係につきましては、設置をうたっておりますが、これは提案理由の説明でもございましたように、地方自治法の138条4第3項の規定によりまして、普通地方公共団体につきましては執行機関の附属機関として審議会を置くことができるということになっておりますので、今回、重要な総合計画等の策定に対しまして市の計画審議会の設置の規定をしております。

2条関係につきましては、所掌事務といたしまして、市長の諮問に応じまして、本巢市が定める総合計画の策定とか、市長が必要と認める事項につきましての調査・審議することをうたっております。

3条関係の組織につきましては、審議会委員さんの人数、構成、任期等記しておりますが、他市との制定状況等も参考にいたしまして、本市といたしましては審議会委員さんは20名以内で委員構成をしたいというふうに思っております。この中には、市議会議員さん、また識見を有する方をお願いしまして、任期といたしましては2カ年とするものでございます。

それから4条の臨時委員さんにつきましては、特別な事項ということで、これは専門的な分野の協議が生じた場合でございますが、これを審議していただく必要が生じた場合は臨時委員さん若干名を委嘱することができるということをうたっております。

5条関係につきましては、当審議会は委員の互選によりまして会長さんを置きまして、審議会の会務を総理していただくことをうたっております。

6条関係は会議の開催方法とか、7条におきましては庶務の審議会の事務局の場所等の設置を記しております。

附則といたしましては、この条例の施行日につきましては本年の4月1日から施行するものでございます。よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして議案第7号でございますが、本巢市環境保全に伴います旅館建築の規制に関する条例の制定についての補足の説明をさせていただきます。

この条例制定をお願いいたしますのは、合併前の旧真正町、旧糸貫町におきまして、地域住民の善良な風俗の保持、また青少年の健全育成にふさわしい環境保全等を目的とした旅館建築、それからモーテルの類似旅館建築物に対します規制等の条例、また指導要綱等が設置されておりました。今回、合併に伴いましてこれを廃止して、新たに本巢市環境保全に伴う旅館建築の規制に関する条例の制定をお願いするものでございます。

この条例の主な内容につきましては、旧真正町、旧糸貫町におきまして制定されておりました内容をもとに調整いたしまして、作成いたしております。

それでは、条例の主な内容につきまして説明をさせていただきます。

1条関係につきましては制定目的を記しておりますが、先ほど説明いたしましたように、旅館業を目的とした建築の規制により地域住民の善良な風俗の保持、また青少年の健全育成にふさわしい社会環境の保全を図る目的をうたっております。

2条につきましては、定義として用語の意義等をうたっております、中に書いてございますように、(1)から(5)につきましては、用語に対します施行法律等の名称がうたっております。それから(6)から(11)につきましては、各公共施設等に該当する法律の名称等を記しております。

3条、4条におきましては、旅館業の目的とする建築物を建築するのは市長の同意を得ること、それから同意の基準等を記しております。

5条では、審査会を置くこと。

それから6条から9条につきましては、旅館建築物の建築に対します市長の同意の決定、また中止勧告、同意の取り消し、それから指導、違反事実等の公表等を行うことができることをうたっております。

11条につきましては、そういうものの建築箇所につきまして、職員が現地への立入調査を行うことができることをうたっております。

附則につきましては、16年の4月1日から施行をするということ。それから、合併前の真正町環境保全に伴います旅館建築の規制に関する条例を、今回、市として制定するに当たりまして、これを廃止する旨をうたっております。

以上でございます。よろしく願います。

議長（村瀬 治君）

日程第12、議第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定についてと、日程第13、議第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定についての補足説明を求めます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

議案第8号 本巢市国民健康保険税条例の制定につきまして補足説明をさせていただきます。

あらかじめ議案をソウサツさせていただいております中の資料ということで、最後の方に添付させていただいております資料1から4に基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

まず資料の4をごらんいただきたいと思います。

表題に本巢町、真正町、糸貫町、根尾村合併協議会の調整内容ということで、協議項目といたしまして国民健康保険事業の取り扱いということでもあります。

その中で、調整の内容ということで、(案)となっておりますが、(案)を消していただきたいと思います。国民健康保険税については、次のとおり統一を図るものとする。ただし、平成15年度についてはそれぞれの旧町村の例によるということでありまして、1番から6番まで項目が上げております。といたしまして、賦課方式につきましては基礎課税額3方式、介護納付金課税額2方式とする。といたしまして、基礎課税額の税率については、医療給付金に見合う税率を定める。ただし、急激な負担増とならないよう5年間で調整する。介護納付金課税額の税率については、介

護保険法の規定による納付金に見合う税率を定める。課税限度額、賦課期日及び納期については、4町村に相違がないため現行のとおりとする。軽減割合については、真正町の例による。減免については真正町の例による。ただし、資産割額の減免については廃するというので、協議会で調整がなされております。こういった調整内容につきましては、昨年3月に旧4町村におきまして、本巢郡北部4町村の合併に関する住民説明会の開催の中で、徴税方針ということで、国民健康保険事業の取り扱いということで住民の方々に説明をさせていただいております。

そうしたことを踏まえて、税条例を制定させていただくということでありまして、資料の3をごらんいただきたいと思っております。

本巢市国民健康保険税率についてということで、保険税の税率につきましては、合併協議会の調整において、合併時の最低税率と思われる町村の税率で算定した税額から算出した税率を使用し、続く5年度で医療給付に見合う税率にするものであるとの調整内容であります。

そこで、平成16年の1月末現在で有資格者1人当たりの税額を比較してみますと、日本巢町におきましては1人当たり税額が7万5,515円、真正町におきましては1人当たりの税額が9万4,307円、糸貫町におきましては1人当たりの税額が8万58円、根尾村におきましては1人当たりの税額が6万1,972円ということになっております。このため、平成16年度の本巢市国民健康保険税率は根尾村の税率を採用していきたいということであります。

ちょっと括弧の中は後から御説明をさせていただきまして、また介護納付金課税額の税率につきましては、合併協議会の調整において、介護保険法の規定による納付金に見合う税率との調整内容であります。平成16年度介護納付金の総額は1億7,291万8,000円の6割を保険税で賄う必要があり、収納率等を考慮し、税率を試算した結果、所得割合2.00%、均等割が1万6,000円ということになります。こうした中、今回の税条例の概要、全般的なことを説明させていただきます。

資料1、2をごらんいただきたいと思っております。

まず1番目の税率についてであります。第3条から第7条に規定をさせていただきます。

医療給付金分といたしまして、先ほど申し上げましたように3方式を採用するということになりますので、所得割額が7.30%、均等割額が2万4,000円、平等割額が3万円ということになります。介護納付金分につきましては2方式ということで、所得割額が2.00%、均等割額が1万6,000円ということになります。

2番目の賦課期日ですが、第8条に規定をしております。4月1日ということになります。

3番目の納期ですが、第9条で規定しております。第1期が7月1日から同月の31日まで、第2期が8月1日から同月の31日まで、第3期は9月1日から同月の30日まで、第4期が10月1日から同月の31日まで、第5期は11月1日から同月の30日まで、第6期は12月1日から同月の25日まで、第7期は翌年1月1日から同月の31日まで、第8期が翌年2月1日から同月の末日までということで、8期に分けて納めていただくということになります。

4番目の税の減額につきましては、第13条で規定をしております。低所得者階層に対する税の負

担の軽減を図るため、その所得が一定の基準以下である世帯に対して均等割及び平等割額を軽減するということでもあります。軽減の基準所得といいますのは、所得とは総収入から必要経費（給与所得控除等）を控除したものをいうということでもあります。7割軽減につきましては33万円、5割軽減につきましては、33万円を基礎といたしまして、それに世帯主以外の被保険者数1人に対して24万5,000円をプラスしたものとということでもあります。2割軽減につきましては、33万円に当該世帯に属する被保険者数1人に対しまして35万円を掛けてプラスするといったこととございます。

資料2に移ります。

軽減後の税率ということでありまして、7割軽減を採用した場合は、医療給付費分は均等割額が7,200円、平等割額が9,000円、介護納付金分が均等割額が4,800円。5割軽減の場合は、医療給付費分におきまして均等割額が1万2,000円、平等割額が1万5,000円、介護納付金分につきましては均等割額が8,000円。2割軽減におきましては、医療給付費分の均等割額が1万9,200円、平等割額が2万4,000円、介護分につきましては、均等割額が1万1,800円ということとあります。

5番目といたしまして、税の減免で第15条関係ですが、本文では災害等により生活が著しく困難となった者、またはこれに準ずると認められる者、またその他特別の事情がある者という項目になっておりますが、具体的には資産が震災、風水害、火災により被害を受けたときということと、ごらんのような減免をしていきたいということとあります。

6番目で、施行期日につきましては、附則といたしまして、16年の4月1日ということとあります。

なお、資料3の中の括弧書きでございますが、今回は16年分の所得をもとにして試算といたしますが、税率を根尾村の例で設定をしておりますが、この括弧書きに書いてあるように、ただし、合併協議会の調整による7割・5割・2割の軽減を行うには、応益割合を45から55%未満に設定する費用があるということとあります。平成14年分所得、平成16年1月末現在の有資格者での試算をすると応益割合は46.21%ですが、平成15年分の所得が確定する6月で試算いたしまして、応益割合が46から55%未満の範囲を超える場合は6月に税率の改正が必要となるということとあります。7割・5割・2割の軽減を実施していくためには、状況を踏まえながら、こういった税率の改正も必要になるかということとございますので御理解をいただきたいと思っております。

以上、本巢市国民健康保険税条例の制定についての補足説明を終わります。

続きまして、議案第9号 本巢市環境保全審議会条例の制定について、補足説明をさせていただきます。

本巢市環境保全審議会条例の制定についてということと、国の法律であります環境基本法の第44条におきまして、市町村はその市町村の区域における環境の保全に関して基本的事項を調査・審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し、学識経験のある者を含む者で構成される審議会、その他の合議制の機関を置くことができるという規定があります。

旧糸貫町におきまして環境保全審議会が設置されていた経緯を踏まえまして、本巢市におきましても、本巢市の豊かな自然環境と良好な生活環境の保全等に関する施策を調査・審議をしていただ

くために設置をしていきたいということであります。

条例内容につきましては、第1条が目的であります。

第2条、所掌事務ということで市長の諮問に応じて次の掲げる事項を調査及び審議をするということでありまして、一つ目といたしまして自然環境の保全に関する事項、二つ目といたしまして生活環境の保全に関する事項、三つ目といたしまして公害防止対策に関する事項ということでありま

す。

第3条は組織ということで、審議会は委員15人以内で組織するということ、委員は次に掲げる者から市長が委嘱するということであります。この中で、市議会の議員さんにもお願いしたいということでありま

す。

第4条、任期であります。委員の任期は、2年とするということでありま

す。

第5条は、会長・副会長の選任について定めておりま

す。

第6条が会議ということで、会議の運営方法などを規定させていただいておりま

す。

第7条は庶務ということで、審議会の庶務は市民環境部の生活管理課において処理するとい

うことでありま

す。

附則といたしまして、この条例は平成16年4月1日から施行するものであります。どうぞよろしく

お願いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

日程第14、議第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定についての補足説明を求めま

す。

産業建設部長。

産業建設部長（服部次男君）

それでは命によりまして、議案第10号 本巢市法定外公共物管理条例の制定について補足説明を

させていただきます。

この条例につきましては、提案理由にもございますが、地方分権推進計画に基づきまして、いわ

ゆる法定外公共物の無償譲与がされます。これに伴いまして制定するものでございま

す。

本条例につきましては、一般に利用されております道路、河川等のうち、道路法、河川法等の特

別法の適用がなされないもの、いわゆる法定外公共物、里道、水路の管理に関しまして定めるもの

でございます。

その内容の主なものは、禁止行為、許可の必要な行為及び用途廃止等についてであります。

その主なもの、第3条、禁止行為につきましては、法定外公共物の保全または利用に支障を及ぼ

すおそれのある行為を禁止しております。

第4条、許可行為については、土地等の占用、土石等生産物の採取、土地の掘削等土木工事等に

分けられますが、第5条から第16条において、許可の変更、許可の期間、占用料、原形回復等につ

いて定めております。

また、17条につきましては、用途廃止につきまして、用途を廃止できるものについて定めており

なお、この申請方法等詳細については規則に委任しております。

附則といたしまして、この条例は平成16年4月1日から施行する。経過措置として、既に岐阜県知事から占用許可を受けた者は占用期間が満了するまで、この条例に基づく許可を受けたものとみなすこととします。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

議長（村瀬 治君）

日程第15、議第11号 本巣市下水道事業推進審議会条例の制定についてから、日程第17、議第13号 委託契約の変更契約の締結についてまでの補足説明を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第11号 本巣市下水道事業推進審議会条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

設置の目的でございますが、下水道に関する事業計画の円滑な策定と事業の推進及び運営等を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置をさせていただくものでございます。

所掌事務でございますが、第2条に書いてございますように、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議をしております。

この中で、本巣市下水道事業の整備計画に関する事、本巣市下水道事業の運営に関する事、その他市長が必要と認める事項に関する事を主に調査・審議をしていただくこととなります。

組織でございますが、審議会は委員15人以内をもって組織するというところでございます。委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱をさせていただきます。(1)で市議会議員、自治会の代表者、団体及び企業の代表者、識見を有する者、その他市長が必要と認める者という方をお願いしていきたいと考えております。

任期といたしましては、第4条で2年とさせていただきます。

第5条に、会長・副会長をこの審議会に置くということが書いてございます。

第6条につきましては、会議の進め方等を記載させていただいております。

第7条、庶務につきましては、上下水道部下水道課において処理をさせていただくというところでございます。

第8条、部会でございますが、特別の事項を調査・審議するために必要に応じ審議会に部会を置くことができるということで、2項に部会に属するべき委員は会長が指名する。3項として、部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選をさせていただくということです。4. 部会長は部会の事務を掌握するというものでございます。

附則として、この条例は平成16年4月1日から施行させていただくということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議案第12号と議案第13号の関連でございますが、全員協議会の中で説明をさせていただきたいと思っておりますので、この場での説明を省かせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

これをもって議案に対する説明を終わります。

議事の都合により暫時休憩をいたします。

午前11時07分 休憩

午前11時37分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第12号及び日程第17 議案第13号（質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

日程第16、議案第12号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第12号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第12号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）を採決いたします。

議案第12号を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第12号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）は可決することに決定をいたしました。

日程第17、議案第13号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第13号は、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第13号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第13号 委託契約の変更契約の締結について（本巢市特定環境保全公共下水道根幹的施設の建設工事委託）は可決することに決定をしました。

ここで昼食のため暫時休憩をいたします。

1時15分から再開をしたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

午前11時41分 休憩

午後1時17分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は49名であり、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 議案第1号（委員長報告・継続審査）

議長（村瀬 治君）

日程第18、議案第1号（継続審査） 本巢市議会議員及び本巢市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、平成16年第1回の議会臨時会において、総務委員会に審議の付託をしてありますので、委員長からの報告を求めます。

総務委員長 大西徳三郎君。

総務常任委員会委員長（大西徳三郎君）

平成16年第1回本巣市議会臨時会で、総務委員会に付託審査された本巣市議会議員及び本巣市長選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定についての審査結果を報告いたします。

2月16日の総務常任委員会で、委員全員と新谷参与、溝口総務部長出席のもと、3階議員控え室において委員会を開催しましたが、十分な審査ができませんでしたので、今定例会の19日に予定しております総務常任委員会におきまして慎重審査し、結果を出す予定にしております。報告といたします。

議長（村瀬 治君）

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第1号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定については、委員長の報告どおり今定例会の中で開催される総務委員会にて慎重審査をお願いすることにしたいと思えます。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 本巣市議会議員及び本巣市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の制定については、総務委員会で今定例会中に審査することに決定をいたしました。

日程第19 議案第14号から日程第25 議案第20号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第19、議案第14号 平成15年度本巣市一般会計予算の議定についてから、日程第25、議案第20号 平成15年度本巣市水道事業会計予算の議定についてまでを一括議題といたします。

市長の提案説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第14号 平成15年度本巣市一般会計予算の議定についてであります。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ44億 1,500万円でございます。

議案第15号 平成15年度本巣市国民健康保険特別会計予算の議定についてでございますが、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億 7,600万円、施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,000万円でございます。

議案第16号 平成15年度本巣市老人保健医療特別会計予算の議定についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億 600万円でございます。

議案第17号 平成15年度本巣市簡易水道特別会計予算の議定についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億 100万円でございます。

議案第18号 平成15年度本巣市農業集落排水特別会計予算の議定についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億 2,000万円でございます。

議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億3,500万円でございます。

議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定についてでございますが、収益的収入及び支出につきましては1億6,804万5,000円で、資本的収入につきましては1,501万9,000円、資本的支出につきましては3億7,273万5,000円でございます。

以上、各議案の詳細につきましては関係部長より説明をさせますので、よろしく御審議くださいます。御議決を賜りますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の議定についての補足説明を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、議案第14号 平成15年度本巢市一般会計予算の補足の説明をさせていただきます。

この予算につきましては、2月1日に暫定予算としまして専決をし、2月12日に職務執行者から提案をし、既に議会の皆さん方に御承認をさせていただいている議案でございますが、あくまでも暫定予算であったということで、今回本巢市の予算として再提案をするというものでございます。中の内容につきましては暫定予算と同じでございますけれども、一部一般会計予算につきまして変わっている部分がございますから、その部分のみ御説明をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

恐れ入りますけれども、22ページをお開き願いたいと思います。

22ページの11款国庫支出金でございますけれども、教育費国庫負担金というところに今回上がっておりますのが1億3,591万4,000円と記しております。前回の暫定予算では1億7,055万2,000円となっております。実は国庫補助でございますけれども、今回、小学校の建築がございます。そんな関係で、弾正小学校の部分につきまして国の補助枠の減になったということで、この部分が3,463万8,000円の減ということになっております。そんな形でここで減をしておるわけでございます。ちなみに、小学校2校の16年度建築がございますが、旧糸貫でございますけれども、一色小学校でここに上がっておりますのが9,151万円、これが国庫補助として決定をしているということでございます。

これに伴いまして、恐れ入りますけれども34ページをお開き願いたいと思います。市債でございますけれども、その中の03の教育費が5,960万円ということで今回計上をしておるわけでございますけれども、前は1億630万円計上をしておりました。当然補助金の枠の中での起債が決定されるということで、単価が下がれば、当然普通からいいますと、補助金が減れば起債の額がふえるという感覚でございますけれども、教育についてはそういう計算はできません。枠の中での起債も減になってくるということで、今回ここで4,670万円の減ということになるわけでございます。

それから、同じページでございますが、減税補てん債、これが今回7,110万円という計上をして

おります。前回の暫定予算では6,610万円という減税補てん債を計上していましたが、実は日本巢の部分で計上漏れがございまして、500万円ここで計上したということでございます。

それに伴いまして、前ページの33ページの下から2列目でございますけれども、104というところで、旧真正町平成15年度決算剰余金でございますが、これが前は1億1,000万円の剰余金ということで計上していましたが、先ほど減をしましたので、今回1億8,633万8,000円と、先ほどの国庫補助の減と市債の減を足したものが真正町の剰余金ということになるものでございます。

それから、ページを前に繰っていただきまして9ページでございます。暫定予算では上げておりませんでしたが、第2表ということで繰越明許、この部分が今回農林水産業費として大井能郷林道開設事業、15年度と16年度にわたりまして繰越明許をするという額が3,170万2,000円。それから教育費におきまして、先ほどから御説明申し上げております部分でございますけれども、弾正小学校の校舎増築事業として1億9,165万9,000円、それから同じく教育費で小学校費の一色小学校校舎改築事業として4億1,875万8,000円、この事業費を繰越明許をするという部分が変わっておりまして、あとは総額につきましても暫定予算で上げさせていただいた額と同額でございます。

以上、説明を終わらせていただきたいと思います。

議長（村瀬 治君）

議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定についてと、議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定についての補足説明を求めます。

市民環境部長。

市民環境部長（土川 隆君）

議案第15号 平成15年度本巢市国民健康保険特別会計予算の議定についてであります。先ほど溝口総務部長から御説明のありましたように、15年度の本巢市一般会計予算の議定と同様、この予算につきましては2月13日の臨時会におきまして専決処分ということで御承認をいただきました暫定予算と同じものでありますので、今回本予算として改めて議決をお願いするものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、議案第16号 平成15年度本巢市老人保健医療特別会計予算の議定について、これにつきましても去る2月13日の臨時会におきまして専決処分ということで御承認をいただきました暫定予算と全く同一のものでありまして、これを本予算として議決をお願いするというものであります。よろしく願いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

議案第17号 平成15年度本巢市簡易水道特別会計予算の議定についてから、議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定についてまでの補足説明を求めます。

上下水道部長。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは議案第17号、簡易水道特別会計予算の議定についてを御説明申し上げます。

一般会計と同様、2月1日に新市発足時に暫定予算として専決処分を受け、2月の臨時議会にお

きまして専決処分の承認を受けておる暫定予算と本会計予算とは相違ございませんので、説明を省かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議案第18号 平成15年度本巢市農業集落排水事業特別会計予算の規定についてを説明させていただきます。

1 ページ目を見ていただきたいと思います。

歳入歳出予算の総額でございますが、暫定予算時におきましては11億 8,100万円でしたが、これを17億 2,000万円に改めさせていただいております。この金額の変更につきましては、平成14年度真正町農業集落排水特別会計におきまして、平成15年度に繰り越した事業について平成16年1月31日までに完了しなかったことによりまして、平成15年度の本巢市農業集落排水特別会計予算にその分を上乗せさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

7 ページ目を見ていただきたいと思います。農林水産業費分担金の農業費分担金の項目の中で、真正地区受益者分担金、旧真正町繰越事業として 3,114万 8,000円。

8 ページ目の県補助金でございますが、この補助金にも農業集落排水事業補助金として、旧真正町繰越分の事業ということで2億 775万円を計上させていただいております。

9 ページ目の市債の下水道債でございますが、この項目の中にも農業集落排水事業債、旧真正町繰越事業分ということで2億 9,970万円をつけ加えさせていただきました。

歳出でございますが、13ページでございます。真正地区農業集落排水事業費の中、工事請負費の項目の中に管路布設工事といたしまして、旧真正町繰越事業費4億 4,104万 9,000円ということで追加計上をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上、農業集落排水事業特別会計の補足説明を終わらせていただきます。

議案第19号 平成15年度本巢市公共下水道特別会計予算の議定についてでございますが、これにつきましても暫定予算と内容は変わっておりませんので、説明を省かせていただきますので、よろしく申し上げます。

議案第20号 平成15年度本巢市水道事業会計予算の議定についてでございますが、これにつきましても暫定予算と内容的には変わってございませんので、説明を省かせていただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

これをもって議案に対する説明を終わります。

日程第26 議案第21号から日程第32 議案第27号まで（上程・説明）

議長（村瀬 治君）

日程第26、議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定についてから、日程第32、議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定についてまでを一括議題といたします。

市長の提案説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定についてでございますが、今回の予算につきましては、年間予算が成立しますまで、つなぎ予算といたしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

歳入予算の総額は40億 1,293万 3,000円でございますが、歳出では43億 5,062万 4,000円でございます。

議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定についてでございます。

事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億 3,790万 6,000円でございます。施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,995万 3,000円でございます。

議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定についてでございます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億 6,198万 5,000円でございます。

議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,543万 1,000円でございます。

議案第25号 平成16年度本巢市農業集落排水特別会計暫定予算の議定についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億 7,245万 8,000円でございます。

議案第26号 平成16年度本巢市公共下水道特別会計暫定予算の議定についてでございますが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億 8,884万 6,000円でございます。

議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定についてでございます。

収益的収入及び支出につきましては4,419万 7,000円でございますが、資本的収入につきましては235万円、資本的支出につきましては2,057万 3,000円でございます。

以上、各議案の詳細につきましては関係部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

議長（村瀬 治君）

議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の議定についての補足説明を求めます。

総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは議長の命によりまして、議案第21号 平成16年度本巢市一般会計暫定予算の補足の説明をさせていただきます。

その前に、本予算につきましての予算の編成方針のお話をさせていただきたいと思っております。

御承知のように、自治法の218条の2項によりまして、地方公共団体の長は必要に応じて一般会計年度のうち一定期間に係る暫定予算を調製し、これを議会に提出することができるということになっております。そんな関係で、編成としましては、市長がまだ新しく就任して間もないことから、4月から6月までの3ヵ月間を暫定予算という形で組ませていただきました。

予算の計上に当たってでございますけれども、歳入につきましては4月から6月までの3ヵ月間

に収入が見込める額を計上をしております。

それから歳出につきましては、原則としまして人件費、扶助費等の義務的経費、それと継続的な事務事業及び施設管理経費等の継続的経費に係る4月から6月までの3ヵ月間における、支払いということやなくて、支出負担行為が見込めると、そうしたものをここに計上をしております。

そうした中で、合併協議会において調整した事業に係るもので一部組んではございますけれども、あとは投資的経費及び政策的な経費につきましては今回の予算には含んでおりませんので、御理解をいただきたいと思います。

なお、今回の予算を見ていただきますと、当然にして予算は歳入歳出の額が同一額であるというふうに理解をされるわけでございますけれども、あくまでも暫定予算でございます。年間の予算が成立するまでのつなぎ予算ということでもありますので、この会計年度の一定期間の収支という見込みをつくっているものでございますから、収支均衡の原則というものが適用されることがないという中で、今回は歳入と歳出の金額が違っているということで御理解をいただきたいと思います。

それでは、それぞれ今概略を申し上げましたが、節の項目ごとにそれぞれどんな形で見たとということで、少しお話をさせていただきたいと思います。

まず報酬でございますけれども、日額報酬につきましては、3ヵ月間に委員会とか開催をする委員さんの報酬、そういうものを見込んで計算をしております。後ほど細かく節別で説明をしていきますけれども、見方、作り方を今お話をしているところでございます。それから月額報酬の方につきましては、3ヵ月間の月額報酬を計上しております。それから年額報酬の方については年額を上げているというようなことにしております。

それから次に、給料とか職員手当、共済費の取り扱いでございますけれども、4月から6月までの3ヵ月間を支出負担行為を必要とする見込める額を計上をしております。

それから賃金、報償費、あるいは旅費、交際費、需用費、役務費、こういうものにつきましても、3ヵ月間の負担行為を見込める額を計上しております。

それから委託料でございますけれども、年間の保守とか、施設管理の部分でございますけれども、そういうものにつきましては当然にして一括で契約ということになりますから、この部分については年額予算を計上しておりますが、期間的に限定をする委託契約、そういうものにつきましては、4月から6月に係る負担行為の起きる部分を計上をしているということでございます。

それから使用料とか賃借料につきましても、同じような考え方で進めさせていただいております。

それから、工事請負費につきましては、先ほども申し上げましたが投資的経費は計上しないということにしておりますが、どうしてもこの3ヵ月の間に、工事として取り扱わなければならないという部分もございます。後ほど説明しますが、例えば学校のプールを修繕したいという部分があります。そうしますと、やはり本予算では間に合いません。そうしたものの工事修繕は一部見ているものがございます。それから維持補修につきましても、年間の4分の1、4月から6月までぐらい3ヵ月間の部分ということで予算を計上しているというものがございます。

それから備品購入、こういうものにつきましても、どうしてもやむを得ずこの3ヵ月間に必要と、購入をしなければならないというものについては計上をしておりますが、それ以外の部分については計上をしていないということでございます。

それから負担金補助及び交付金につきましても、やはり各団体の負担金等につきましては、いつの時点で支払いがあったかという部分で、そういう納期等をよく見た中で計上をしております。

それから補助金につきましては、当然にして補助決定、交付決定を行わなければならないということで、4月から6月の間に交付決定が必要というものは、今回の暫定予算に計上をしております。そんなような形で歳入歳出予算を計上しております。

それでは、それぞれに説明をしてみたいと思いますが、まず11ページをお開き願いたいと思います。

まず市税でございますけれども、この部分につきましては、個人分、それから法人分という形で2億2,229万7,000円という予算を計上しておりますけれども、この部分につきましては旧4町村の14年から15年の伸び率を勘案しながら、また収納率を勘案し、そして納期等を見まして、この暫定予算に組むべき額ということで、個人分としましては現年度分を1億2,250万円、それから滞納分として60万円、それから法人分でございますけれども、法人につきましては法人の決算等を調べまして、今回の4月～6月に納付されるという部分を見まして9,909万7,000円の計上をしております。

なお、参考までに1号から9号法人まででございますけれども、この本巢市では781社の法人があるということでございます。

次に、市税の固定資産税でございますけれども、この部分につきましては、今回18億5,494万円の予算計上をさせていただいております。特に根尾村の部分につきましては1.7の税率を掛け、それからその他の町村につきましては1.4の税率を掛けた中で、これにつきましては14年、15年の推移を見ながら推計をして、この6月までに納入が可能な額をここに計上させていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから交付金及び納付金でございますけれども、この部分につきましては239万3,000円でございますが、国立岐阜高専、県警の宿舍、それから森林管理事務処分、そういうものをここに計上をしております。

次に、軽自動車税でございますけれども、原付自転車、それから軽自動車ということで計上しておりますが、この部分につきましても従来の増加率を勘案しまして、それと収納率を見まして計上したわけございまして、参考までに原付自転車につきましては1,468台、それから軽自動車につきましても1万1,094台、これに係りますところの課税額をここで上げさせていただいております。滞納繰り越しにつきましても、過去の収納率を勘案した中でみております。

それから次に12ページ、市たばこ税でございますが、これにつきましては過去3年の増減率を見まして、増減率が0.95ということでございますけれども、それが4月から6月までに市たばこ税として入る額というものを見込みまして4,469万5,000円を計上させていただいております。

次に入湯税でございますけれども、これにつきましては、合併の中での調整で100円ということでございます。そうした中で、入場者をそれぞれ真正の温井の湯、大体12万人、それから根尾のうすずみ温泉10万1,000人を見込みまして、その部分の4月から6月の入場者数を勘案した中での予算を435万3,000円見ておるといふものでございます。

それから次に、所得譲与税でございますけれども、これは従来の町村でもなかった新しくできた税でございます。これにつきましては議員の方々も御承知のように、三位一体の中で18年度までに所得税を国税を地方税に変えていくという中で、暫定的に今度16年度から人口1人当たり1,674円を国調の人口に掛けた金額が交付されてくると、こちらへ移譲がされるということで、これは全く新しい税でございます。そういうものであるということをお理解いただきたいと思います。

次に13ページでございます。自動車重量譲与税でございますが、この部分につきましては、自動車重量税をそれぞれの町村の道路の延長あるいは面積によって案分されて交付されるもので、年に3回、6月と11月と3月に交付されることになっております。それで今回、昨年交付額に地財計画が示しております数値を掛けまして、6月に交付される額を4,900万円計上しております。

それから次に地方道路譲与税、これにつきましても道路税につきまして、やはり同じように道路延長、面積によって交付されるということで、これも年に3回、6月と11月と3月に交付されるということで、これも地財計画の交付率、これを計画に示された率を掛けまして、6月の交付分として1,900万円を計上しております。

それから地方消費税交付金、これにつきましても、消費税の精算後の税を、2分の1に相当する額のさらにまた半分を国調の人口で、それからその半分の事業所統計の住所人口で案分してくるといふことで、これも年に4回でございますけれども、6月、9月、12月、3月という交付がございます。そうした中で地財計画に示します率を求めまして、今回7,800万円を計上させていただいたということでございます。

それから次に地方特例交付金、これにつきましては恒久減税に係りますところの地方にかかる税負担を和らげるという中から交付されるものでございまして、そこから要するに市たばこの税の増額となる部分を差し引いたものが補てんされるということになっております。その交付が4月と9月ということでございます。この4月分、これも地財計画に示す数値を掛け合わせまして6,300万円を計上させていただいたというものでございます。

次に14ページでございますけれども、地方交付税、これにつきましては基準財政収入額から基準財政需要額を差し引いた残りが不足分ということになっておりますが、今回8億6,000万円をとりあえず交付税として計上させていただいております。

それから次に分担金及び負担金でございますけれども、民生費負担金として2,346万9,000円を見込んでおります。まず、保育料負担金につきましては3ヵ月分、冒頭申し上げたとおりでございますが2,052万8,000円。それから老人保護措置費負担金でございますけれども、これは大和園、あるいは美山荘に措置をしている方の負担金でございますけれども、この部分として大和園に24名、美山荘に1名ということになっております。

それから使用料及び手数料につきましては、総務手数料で 100万 1,000円を見込んでおります。庁舎使用料につきましては庁舎の目的外使用に使っております自販機等、そういうものの設置分でございます。

それから市有地使用料は、普通財産になっております市有地の係る使用料をここで見ております。これが20万 7,000円。それから市営バス使用料、これにつきましては根尾の自主運行バスの使用料として75万円を計上しております。これも4月から6月の分でございます。

それから民生使用料でございますけれども、それぞれの館の使用料を計上しております。

あとは、重立ったものを御説明申し上げながらいきたいと思っております。

土木使用料 1,751万 1,000円でございますけれども、まず市営住宅使用料、これは根尾、本巢、真正の町営住宅の4月から6月分でございます。それから道路占用料でございますけれども、これにつきましても今回新しく、今まで取っていなかった町もございまして、徴収するというので、NTTの電柱、それからガス管とか、そういう部分の使用料が4月から6月までに見込める額をここに計上しております。

それから次に教育使用料 561万 9,000円、幼稚園保育料、これは4月から6月までの部分が計上をしてございます。次に社会教育使用料、同じところでございますけれども、その中の005の地震断層観察館入館料ということで1,200万円を見てございます。これも4月から6月までの分という形で見ております。あと保健体育使用料につきましては、それぞれの施設、4月から6月の使用料を見ております。

次に使用料及び手数料の総務手数料の総務手数料でございます。戸籍手数料、それから住民票手数料、事務手数料でございますけれども、こういう部分につきましても、去年のそれぞれの実績をもとに、この3ヵ月に収入が見込める額ということでここに計上しております。

次に衛生手数料 1,462万 6,000円、清掃手数料で 1,300万 6,000円を計上しております。可燃物処理手数料として 619万 5,000円、これは可燃ごみの袋の代金ということでございます。それから、粗大ごみ処理手数料につきましてはシールと袋ということで、これも3ヵ月分の金額を見込んでおります。それから畜犬登録手数料でございますけれども、これにつきましては過去の実績からこういう金額を見ておりますが、犬の注射等の時期がこの6月まででございますので、ほとんどが年額というような形になるかと思っております。それから許可申請手数料、これにつきましては一般廃棄物処理業許可申請手数料でございますけれども、現在7社でございます。これは2年に1回ずつの申請ということになっておりまして、今年度申請ということでございます。それから浄化槽の清掃業許可申請手数料、これは3社でございます。そんな中で手数料を見込んでおるといふものでございます。

それから民生費の国庫負担金でございますけれども、これにつきましては被用者児童手当負担金の02から05までありますけれども、それぞれの国の負担率をここに計上しております。率を申し上げますと、被用者児童手当負担金につきましては10分の9、非被用者児童手当負担金につきましては6分の4、それから児童手当特例給付負担金につきましては10分の10、非被用者児童手当修了

前特例給付負担金につきましては6分の4というような形での予算を計上させていただいております。

それから県支出金で、民生費県負担金でございますが、これにつきましても同じような率でございますが、被用者児童手当負担金が20分の1、非被用者児童手当負担金が6分の1、それから被用者児童手当修了前特例給付負担金が6分の1、非被用者児童手当修了前特例給付負担金が6分の1というような形で、それぞれの率にもたれまして、ルール計算の中で計上をさせていただいております。

それから利子及び配当金につきましては、それぞれの基金利子につきましての頭出しということで、御理解をいただきたいと思っております。

20ページをお開き願いたいと思っております。繰越金5億円でございますけれども、これは本巢市としての繰り越しでございます。5億円を見込んでおります。

それから雑入でございますけれども、それぞれ6月までに見込める額ということで細かく計算をし、雑入として1,926万3,000円を計上をさせていただいております。特に細かい部分は説明を省かせていただきます。

次に、歳出でございますけれども、24ページをお開き願いたいと思っております。

まず議会費でございますけれども、8,739万円ということで予算の計上をさせていただきました。この部分で主なものを申し上げますと、特に11の需用費の中で、印刷製本費が議会だよりの部分がここで計上がされております。それから12節役務費ですけれども、筆耕料ということで議事録作成費79万8,000円、これがここへ計上がされているというものでございます。これくらいだと思います。あとは経常的なものというふうに考えております。

それから次に総務費の一般管理費でございますけれども、2億8,101万3,000円を計上しております。この中で、25ページでございますけれども、報償費の中に、新しく市章選定委員会委員の謝礼、それから市章選定報償金、開市式記念品、開市式講演謝礼、開市式司会者謝礼というものが、これが新しくここで組んでいるわけでございますけれども、今予定をしておりますのが、5月15日にこの開市式を行ってまいりたいという形で、これにかかりますところの経費をここで計上をさせていただいたということでございます。なお、市章につきましては、現在募集をしているところでございますけれども、選定委員は10人以内ということで決めております。そんな中で謝礼を見込み、それから市章の選定の報償金につきましては、採用された方には30万円というような賞を出してはという形で考えております。次の26ページの需用費でございますが、消耗品でございますけれども、これは法規の追録代が主でございます。それから次に役務費の通信運搬費283万円が組んでございますが、この部分につきましては、口座振替等を行いましたときに、済み通知書を今回すべて各ところ出すということで、この部分を見ております。次に、同じく役務費の中で、市町村総合賠償補償保険料というものが269万円組んであるわけでございますけれども、これにつきましては、市民当たり74円70銭の金額を見るということで組んでおります。それから次に19節ですけれども、市長会負担金というものがございます。これが52万4,000円見ております。この部分につき

ましては、県の市長会として47万円、それから国として4万8,000円、東海地区の市長会として6,000円というような形で計上をしております。それから、同じく負担金、補助及び交付金の248万4,000円、539番でございますけれども、職員互助会の助成金ということで、職員1人当たり6,000円の414人、これは合併の協議の中で決定をしていた部分ということで、計上をさせていただいております。それから次に27ページ、需用費で印刷製本費でございますが279万円見ております。広報紙の印刷製本ということで、4月から6月分を計上をさせていただいております。それから、次の委託料でございますが、ホームページ更新委託料、ホームページ作成委託料、ホームページ保守料ということで、今回新しく市としてのホームページをつくってまいりたいということで、新しくこんな形で予算を見させていただいております。

それから、次の目の財政管理費でございますが、その需用費でございますけれども、印刷製本費、これにつきましては本予算の印刷製本費を見ております。

それから会計管理費でございますが、印刷製本費が222万5,000円、これは決算書の印刷代でございます。

あとは大体経常的に、管理委託料として要る部分を計上させていただいております。

次に29ページの一番上でございますけれども、公用自動車ということで847万1,000円計上をさせていただいております。これは軽トラックを1台、軽貨物2台、それから普通貨物3台、2トントラック1台、それから真正の行政バスが大変古くなっているということで、この1台というような更新をしていくという形で、ここで計上をさせていただいております。

次に企画費でございますけれども、同じページでございますが、表彰者記念品として11万円を見ております。これにつきましては今回10月から運行予定をしておりますコミュニティーバスの愛称を募集ということで、入選者に記念品等を贈っていきたいというふうに考えておる次第でございます。

それから次に、同じページの13節委託料でございますけれども、根尾バス運行委託料、根尾にバスが3台運行されております。これの4月から6月に係りますところの運行委託料439万2,000円を計上しております。その下の会場設営委託料157万8,000円というものがございます。これにつきましては、淡墨レセプションの会場設営ということで予算を計上させていただいております。

次の30ページをお開き願いたいと思っておりますけれども、自治振興費で、特に負担金の関係でございますけれども、地域環境活動交付金515万5,000円でございますが、これにつきましては合併でも調整がされたわけございまして、それぞれ地区に対しまして4万5,000円から5万5,000円の範囲で、それぞれ環境活動をされたときに交付するという額がここに計上がしてあるわけでございます。それから自治会活動交付金、これにつきましては、それぞれの自治会に対しますところの事務取扱交付金とか活動交付金というような形で、それぞれ予算を見ておるわけでございます。1,970円掛ける世帯数というような形で、ここで計上をしております。それから地区集会所整備補助金でございますけれども、2,205万2,000円ということで、これにつきましても合併の中のすり合わせであったわけでございますけれども、今現在、地区として集会所を新しく建築、あるいは改修する

という箇所が確定をしてきております。旧糸貫地区の三橋と春近で2カ所、新しく公民館が建設されるという中におきまして、800万円掛ける2カ所で1,600万円。それから向道と宝珠で改築がされるということで、宝珠につきましては333万3,000円、増築ですね、それと向道が234万6,000円というような形で見ております。それから、上新町におきましては備品を購入されるということで14万円、徳山団地におきましては一部改修されるということで23万3,000円というような形で、地区の集会所の改修補助金を見込んでおります。重立ったものは、以上のようなことでございます。

それから次のページの交通安全対策費、これにつきましては、報酬等につきましては交通ママさん指導員の部分がここで計上をさせていただいております。交通指導員につきましては各地区に一人ずつ置くということで、現在4名ということになっております。交通ママさんにつきましては16人でございます。それから、暴走族根絶運動推進会議委員さんでございませうけれども、これは15人ということで、1回分をここで見たということでございます。それから11の需用費の005でございませうが、光熱水費、ここで1,218万円と大きい金額が上がってございませうが、これにつきましては防犯灯とか回転灯の電気料を市で見るという中から、この金額をここで見ているものでございます。それから19節でございませうけれども、交通安全協会支部補助金457万円の予算計上をしておりますが、これは免許所有者1人当たり200円を安全協会へ交付することということで計上をしております。ちなみに、現在の免許所有者は2万2,848人ということになっております。

なお、諸費等につきましては、従来どおりの必要な額、負担金等を計上させていただいております。

次の32ページの税務総務費でございませう。23節の償還金、利子及び割引料でございませうが、これにつきましては500万円、過年度分の過誤納還付金ということで、大体年額の半分の500万円を計上させていただいております。それから、次のページの役務費でございませうが、通信運搬費として302万4,000円。これは先ほども申し上げたように、税の個人の情報を保護するというので、済み通知のはがきでございませうけれども、そういうものを送る費用でございませう、大きな金額になっております。シールを張りまして目隠しにしたということでございませう。

それから賦課徴収費の18節備品購入費でございませうけれども、21万円見ております。これは、事務用備品としてデジカメを2台と評価ソフトを2セット買うということで見ております。

次に34ページをお願いしたいと思います。戸籍の関係でございませうけれども、それぞれシステム保守料等、年額をここで計上しているわけでございませうが、使用料及び賃借料の中で、059番戸籍電算システムリース料1,652万4,000円、大きい金額でございませうが、これは各支所にそれぞれ置いている部分ということで、4カ所分をここで計上をしております。

それから次の35ページ、選挙管理委員会費でございませうけれども、これは委託料で106万8,000円見ておりますが、6月の定時登録の1回分の電算の打ち出し委託料でございませう。

それから、同じく参議院議員選挙費として予算を見ておりますが、印刷製本費、あるいは通信運搬費につきましては、それぞれ選挙入場券の印刷代、あるいは送付代というものをここで計上をさ

せていただいております。

それから次に統計調査費でございますけれども、これにつきましても今年度の統計調査員の報酬でございます。事業所統計の調査委員として26名、それから商業統計調査員として18名ということで、調査員の報酬が114万6,000円計上させていただいております。

次に36ページの民生費、社会福祉総務費の14節使用料及び賃借料でございますが、四季彩館の入場料で、これは根尾村での事業でございますけれども、1人1枚ずつ、うすずみ温泉の入場券を配付するという事業でございます。利用者に対してということでございまして、43万2,000円を見ておるわけでございます。それから次に37ページ、繰出金ということで、国民健康保険の特別会計（事業勘定分）繰出金として2億3,186万3,000円、これは3ヵ月分でございますけれども、繰出金として計上をさせていただいております。

次に社会福祉施設費、これは中野の隣保館の中野会館の関係の経費でございますので、御理解いただきたいと思います。

それから次に障害福祉者福祉費の関係でございますけれども、特に報酬でございますけれども、その中の124の支援費認定調査員報酬、2名分をここで計上をしております。それから報償費でございますけれども、知的障害者相談員報償金、これは身体障害者相談員というのが12名お見えでございますので、その部分を見ております。それから知的障害者相談員につきましては2名ということで、その部分を計上させていただいております。13節の委託料でございますけれども、こういう部分につきましては、ほとんどが社会福祉協議会への委託という形で考えております。そんなものをここに計上をさせていただいております。それから39ページの使用料及び賃借料でございますが、ここで68万7,000円見込んでおります。これは入場料からバス借上料まででございますけれども、障害者の社会見学に対する費用ということで予算を計上させていただいております。それから、負担金補助及び交付金でございますけれども、身体障害者福祉協会補助金220万円を見ております。現在、本巣市におきます障害を持ったお方は1,349人というような状況でございます。

あとは、ほとんど経常的に要る部分ということで、扶助費につきましても同じような形で、要る部分ということで計上をさせていただいております。

恐れ入りますけれども、42ページをお願いしたいと思います。42ページに市単独乳児医療費ということで1,962万6,000円を見ておるわけでございますけれども、今回枠の拡大をしたということでございますが、従来は1,455人でありましたが、今回枠を拡大することによりまして508人が枠拡大の中に入ってきたという中で、1,963人というような形で、そういう部分を見込みながら計上をさせていただいたということでございます。これは3ヵ月分を計上してあるものでございます。あとそれぞれの医療費等につきましては、昨年の実績等を見た中で3ヵ月分の予算を計上させていただいております。それから父子家庭医療費、これも拡大がされたわけでございますけれども、この部分については該当する世帯がないというようなことで、拡大はしたということでございます。

それから次の介護サービス事業、こういうものにつきましては、社協への委託ということでござ

います。

次に老人福祉施設管理費でございますけれども、ここで見ておりますのは本巢町の老人福祉センター、真正町、糸貫町、それぞれの老人福祉センター、それから糸貫町にあります高齢者生きがいセンター、それから高齢者生活福祉センターというのが根尾にあるわけでございますけれども、それぞれの必要な経常経費をここで見させていただいております。特に修繕料におきまして177万4,000円を計上しておりますが、この部分につきましては本巢の老人福祉センターのスロープを直したいということで177万4,000円を計上させていただいております。

次に8目のぬくもりの里管理費でございますけれども、これは糸貫町にあるわけですが、すべて経常的に必要な経費ということで計上させていただいております。

それから次に真正町のすこやかセンター、44ページでございますけれども、これにつきましても経常的に必要な経費ということで見させていただいております。これもすべての施設ですけれども、昨年の実績等を考えながら予算計上をさせていただいております。特に使用料及び賃借料で土地借上料というのがございますけれども、これが土地として2,785平米、建物として388.8平米の土地借上料というものが、ここで286万8,000円を計上しているということでございます。

次に、民生費の児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、8節の報償費で322万7,000円を見ております。その中の300万円でございますが、出産祝い金でございます。三子が30万円、それから四子以上は50万円という制度の中で、今回三子の方の10名分ということで300万円を計上させていただいております。13節の委託料の371で295万1,000円。これは市としての地域行動計画というもの、それぞれ旧町村でつくっておったわけでございますけれども、こうしてまとめるということで、今回予算を計上させていただいております。

次に46ページの保育園費でございますけれども、現在、本巢保育園、本巢西保育園、神海保育園、真桑保育園、弾正保育園という五つの保育園があるわけでございますけれども、その保育園の運営に関しまして、それぞれ必要な経費をここで計上させていただいたということでございます。ちなみに園児数につきましては、五つの園を合わせまして445人の園児ということになるわけでございます。そんな形で予算計上をさせていただいております。

48ページをお開き願いたいと思いますが、ここでバスの借上料が140万9,000円見てありますが、これにつきましては、保育園の園外保育におけるバスの借上げ代ということで、17台分を計上しております。

それから次に民生費の生活保護費でございますけれども、特に2目の扶助費で2,101万6,000円計上をさせていただいております。市になったという中から、生活保護は市で持つという中からこういう経費がかかってくるということでございます。なお、この部分につきましては、4分の3は国、4分の1が市ということでございます。現在、ちなみに27世帯の保護世帯があるということでございます。

次に、民生費の災害救助費でございますけれども、これはすべて頭出しという御理解をいただきたいと思っております。

次に4款の衛生費の保健衛生費でございますけれども、この部分につきましてはそれぞれ旧町村ごとに保健センターがございます。真正保健センター、本巢、糸貫、根尾とそれぞれの保健センターの4施設分の管理費、ここにすべて計上をしたというものでございます。

特別なものはございませんが、使用料及び賃借料、14節でございますけれども、042という番号でございますが、その中でプール使用料がございます。これはゆ〜みんぐとかバーディゾーンの使用に係りますところの使用料ということ、これも合併協でのすり合わせの中でできたものでございますが、そういうものを169万3,000円計上しているものでございます。

次に52ページをお開き願いたいと思います。環境衛生費でございますけれども、賃金ということで211万4,000円を計上をしております。環境監視員賃金、これは不法投棄を監視するという中で、4町村それぞれ2人ずつをペアとしまして回っていただくという形での予算でございます。それから委託料でございますけれども、環境総合調査委託料ということで334万4,000円が計上してございます。この部分につきましては、最終処分場、本巢町と糸貫町にあるわけでございますけれども、その水質の管理、検査、それから河川、悪臭、公害等、それぞれの検査料がここで見ているわけございまして、334万4,000円を計上させていただいております。備品購入費で84万円、環境衛生用備品でございますが、これは側溝等を消毒する煙霧機でございますけれども、これを2台購入をしてみたいということで、今回暫定予算の中で計上をさせていただいたというものでございます。

次に53ページでございますけれども、診療所費というものがございます。8目でございますが、7,850万1,000円ということで、これは国民健康保険特別会計の施設勘定分ということで、根尾、本巢の診療所への繰出金ということで7,850万1,000円の繰り出しを見ております。

次に54ページを見ていただきたいと思います。塵芥処理費の委託料で、154番でゴミステーション監視委託料が73万8,000円計上をしてあります。この部分につきましては、ストックヤードがそれぞれのところまでできるまではステーション方式で行うということで、よそからのごみの持ち込みを防ぐため、ガードマン等を雇いながら監視をしていくという部分で、その費用をここで計上をしております。それから使用料及び賃借料3,204万9,000円。その中の3,156万3,000円でございますけれども、空き缶容器回収システムのリースでございますが、これにつきましては、真正町に3基、糸貫町に1基、本巢町に2基、根尾村に1基ということでリースをしております。その費用として3,156万3,000円を見ているものでございます。次に負担金補助及び交付金でございます。電気式生ごみ処理機助成金82万5,000円を見ているわけでございますが、3万円までこの生ごみ処理機を購入された方については助成をするという形で計上をさせていただいております。これも合併協の中での調整がされております。それから集団回収奨励金でございますけれども382万4,000円計上しております。これは、PTA等で新聞紙古紙等の回収がされたときに、キロ7円の支払いをするということで、予算の計上をしておるわけでございます。

次に、55ページ、農林水産業費の農業費、農業委員会費でございますけれども、委託料の161、162でございます。まず農地等情報総合システムといいますのは、農家台帳を整理するものでござ

います。それから、下の部分につきましては農地地図情報システム、これは農地を管理するためのシステムということで、これの委託料を組んでおるわけでございます。

議長（村瀬 治君）

説明が途中でございますけれども、ここで暫時休憩をいたします。

3時に再開させていただきます。

午後2時45分 休憩

午後3時00分 再開

議長（村瀬 治君）

ただいまの出席議員数は全員であります。引き続き会議を開きます。

総務部長に一言申し上げます。大変結構な説明でございますが、もう少し簡単にさせていただくようお願いをいたします。

それでは、総務部長の説明を求めます。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、休憩前に引き続きまして説明をさせていただきます。

57ページ、農地費でございますけれども、この部分につきましては、ほとんどが事務管理の経費ということで、計上をさせていただいております。

次に富有柿の里の管理費でございますけれども、これは57ページから58ページにわたってございますが、富有柿の里の管理経費を当初に申し上げました形で予算計上させていただいておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

それから次に59ページでございます。林業振興費でございますが、ここで使用料及び賃借料が上がっております。14節土地借上料でございますが、これは東外山のふれあい広場の土地借上料ということで1万176平米の借上料でございます。

次に林業費の委託料でございますが、測量設計委託料790万円を計上しております。この部分につきましては継続事業で3路線でございますが、本業で1本、根尾で2本の設計委託料を計上しております。

次に60ページ、商工費でございますけれども、負担金、補助及び交付金でございます。3,000万円の商工会振興補助ということで予算を計上しております。この部分につきましては、それぞれ旧4町村に商工会がございます。そこへの補助ということで、概算払いができるような形での予算の計上しております。

次に61ページでございますけれども、観光費。ここで計上させていただいておりますのは、道の駅あるいはキャンプパーク等観光施設、そういうものに係りますところの管理経費をここで計上させていただいておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

次に62ページでございますが、文殊の森管理費でございます。これにつきましても、文殊の森の管理費ということで、特に小さい金額でございますけれども、工事請負費31万5,000円を見ており

ます。これは簡易トイレの移設を行うということで見ておるわけでございます。

次に土木管理費の土木総務費でございますが、これにつきましては、ほとんどが経常的な経費の予算計上をさせていただいております。

特に工事請負費で、64ページに500万円の予算計上をしております。これにつきましては、道路の維持補修工事ということで、年額の4分の1をここで計上をさせていただいたということでございます。それからその上の13節の委託料でございますけれども、道路維持修繕委託料、これは点々補修等で600万円を計上させていただいております。

次に土木費の河川費でございますけれども、これにつきましては特に河川改良費、64ページの一番下でございますけれども、800万円を計上をしております。これは排水路等の工事を施行するというので、年額の2分の1の額を計上をさせていただいたというものでございます。

次に65ページ、都市計画総務費の負担金、補助及び交付金の中の540番で木造住宅耐震診断助成金ということで10万円でございますが、この部分につきましては、国が1万円、県が5,000円、それから市が5,000円というような形で、耐震診断をされました方に対しまして、そして個人負担が1万円と、大体3万円ぐらいがかかるわけでございますけれども、その助成ということで、10戸分を見ております。

それから、次に公園費でございますけれども、15節工事請負費100万円というものがございます。これは北部公園、糸貫でございますけれども、ここの盛り土に係りますところの抜根経費を100万円計上させていただいたというものでございます。

それから、そのページの一番下の下水道費でございますけれども、公共下水道特別会計の繰出金として1億8,513万2,000円を予算計上させていただきました。

次に住宅費でございますが、住宅管理費でございますが、これは経常的な経費ということで、予算計上をさせていただきました。

国土調査費についても同じでございます。

次に消防費でございますけれども、これにつきましてもそれぞれ経常的な経費という中で見させていただきました。特段御説明を申し上げるというものもございませんので、省かせていただきます。

次に68ページ、消防整備費、ここで19節負担金、補助及び交付金でございますが、消火栓修繕費負担金ということでございます。これは水道事業に係りますところの消火栓等の修理を行った場合について、水道事業所の方へ支払う負担金でございます。

それから水防費でございますけれども、この部分につきましては、12節役務費でございますけれども、船舶検査料ということで3艇の船を持っております。これの検査料をここで見ております。

次に教育総務費でございますけれども、この部分につきましては、特に教育委員会費は経常的なものということでございます。

事務局費につきましても、それぞれ必要な経費を計上させていただいたものでございます。

次の子どもセンター管理費、71ページでございますけれども、ここで報償費として71万5,000

円、講師謝礼として見ておりますけれども、これは留守家庭教室の指導員の報酬ということで計上をしております。

次に、72ページから73ページ、小学校費でございますけれども、御承知のように小学校がこの本巢市に8校あるということになります。この8校の管理費ということでそれぞれ計上させていただきました。そんな中で74ページの工事請負費というものがございます。15節でございますけれども、ここで1,950万4,000円ということで予算を計上しておりますけれども、これは一色小学校のプールの補修、席田小学校の耐震補修工事、弾正小学校の留守家庭の部屋の工事、あるいは各学校のインターホン設置工事とか防災アンプの設置工事というものがどうしても暫定で予算を組んでおかなければならないということで計上させていただいております。

それから次に75ページでございますけれども教育振興費、これは生きる力を育てる教育活動補助金ということで582万4,000円見ておりますが、8小学校分のそれぞれの事業に対しての補助ということで見ております。

それから、その一番下でございますが、学校建設費の中で工事請負費3,818万9,000円を計上しております。これは、根尾小の耐震補強の工事というものをここで予算計上をさせていただいております。

次、めくっていただきまして76ページ、一色小学校整備工事ということで1億2,180万1,000円。これは既存の校舎との渡り廊下、あるいは外溝工事、そういうものをここで予算計上をさせていただいております。同じくそのページの18節備品購入費でございますけれども、これにつきましても学用備品と書いてございますが、一色小学校の新築に係りますところの備品をここで計上をさせていただいております。

次に、76ページから77ページにかけまして中学校費でございますが、中学校が4校ございます。ここに係りますところの管理経費を計上させていただいております。そんな中で工事請負費でございますけれども、78ページでございますが、中学校施設改修工事ということで240万円見てございます。これは真正中学のプール工事が157万円、それから糸中の体育館の照明工事83万円をここで計上をさせていただいております。あとは、それぞれ経常的な経費ということでございます。

教育振興費につきましても、特に教育振興費の中で、79ページ、500番根尾中学校海外研修補助金、これはカナダ研修ということで610万8,000円を計上させていただいたというものでございます。

次に幼稚園費でございますけれども、これにつきましては、真正の幼稚園、糸貫の東・西幼稚園、三つの施設のそれぞれの管理経費を計上させていただいたというものでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

続きまして、81ページの幼稚園振興費につきましても同様でございますので、御理解いただきたいと思っております。

次に82ページ、社会教育費の社会教育総務費でございますけれども、この部分につきましてもそれぞれ必要な経費を計上させていただいたものでございます。特段取り上げて御説明申し上げるも

のもございませんので、説明を省略させていただきます。

次に青少年育成費で、84ページでございますけれども、青少年海外派遣事業委託料でございますが、205と書いてあるところでございます。1,563万2,000円の予算を見ておりますが、これにつきましてはオーストラリアの方へ18人ということで2班、これは本巢、真正で行われるということでございます。それから214番青少年友好交流訪日招へい事業でございますが、これは糸貫町が行っております友好交流でございますけれども、12名の招聘を行うことを考えておるわけでございます。それとあわせて、先ほどの205でございますけれども、中国の方へ糸貫町が行っております15人の海外派遣というものも1,563万2,000円の中に含まれておるということでございますので、御理解いただきたいと思えます。それから400番友好交流推進会議業務委託料ということで120万円見ております。これは、糸貫町が行っております日中友好の太原市との交流の調整に、本巢市として今後の方向を話しに行っていたといたう形で、4名分の委託料をここで見ておるわけでございます。あと負担金については、それぞれの形で予算計上させていただきましたので、割愛をさせていただきます。

次に公民館費でございますが、これにつきましてはそれぞれ公民館4施設でございます。この管理経費を計上させていただいたということでございますので、説明を省略させていただきます。

次に87ページ、文化財保護費でありますけれども、非常に本巢市におきましては文化財が多いという中で、特にこの報償費で金額は小さいんですけども、29万円というのがありますが、本巢で10カ所、真正で1カ所、糸貫で6カ所、根尾で12カ所の文化財があるということで、これらの管理謝礼をここで予算を計上させていただいております。それから印刷製本費で200万円を見ております。これはここで文化財のマップをつくったり文楽のポスターをつくる印刷をここで計上をさせていただいております。重立ったものは以上のようなことで、あとはそれぞれの施設管理費を計上をさせていただいております。なお、工事請負費でございますけれども、次の88ページでございますが、53番文化施設改修工事でございますが、これは本巢の資料館に防犯カメラを設置したいということで157万5,000円を計上させていただいたということでございます。同じく備品購入でございますけれども、これにつきましては断層館の陳列ケースを購入したいということで50万円を計上させていただきました。

次に市民文化ホールでございますけれども、ここでは特に経常的な経費を計上させていただいております。89ページの印刷製本費でございますけれども、ここでは自主事業、あそこの文化ホール独自で行う事業のチラシとかポスターを作成するという費用を155万円、ここの中で計上をさせていただいております。それから委託料でございますが、同じページの246番でございますけれども、自主事業の委託料として年間8回ぐらい行うということで400万円の計上がされております。あとは経常的な経費ということで省略をさせていただきます。

次に保健体育費でございますけれども、これにつきましても、それぞれの経常的な経費を計上させていただきました。特に御説明を申し上げるというものもございませんが、90ページの備品購入費で、社会体育用備品ということで30万円計上がされております。カローリング等の備品を購入す

るということで、ここで計上をさせていただいております。

次に91ページ、体育施設費、これにつきましてもほとんどがそれぞれの施設の管理経費を見させていただきました。92ページの工事請負費で404万3,000円計上がしてありますが、これは糸貫のプールの関係でございますけれども、25メートルプールを改修をしたいということと、コインロッカーをリターン式、今は100円を入れますと100円こちらにいただくということですが、100円が戻るというリターン式に変えてまいりたいということで、この部分を見させていただいております。

それから学校給食センター費でございますけれども、この部分につきましては、四つの学校給食センターを持っております。それに係りますところの管理経費でございます。備品購入費、93ページの一番下でございますが、これは真正の関係でございますけれども、球根の玉むき器を買いいたいということと、それから根尾におきまして調理台を1台買いいたいということで70万6,000円を計上させていただいております。

続きまして、94ページから96ページの上までは災害復旧費でございますけれども、この部分につきましてはすべて頭出しという形をお願いをしたいと思います。

次に12款の公債費でございますけれども、これにつきましては5月までの支払いに該当する部分ということで、元金と利子それぞれ計上させていただきまして、元金としては393万6,000円、利子としては23万8,000円を計上させていただきました。

次に裏表でございますけれども、98ページをお開き願いたいと思います。

今回、この予算で見えております特別職につきましては、一番左端を見ていただきますと、長等ということで4人の、三役、教育長を含めた部分の人員費を見ております。それから、議員さん49名、その他非常勤等の職員ということで499人の552人の予算を見込んだというものでございます。

次に、一般職でございますけれども332人ということになっております。現行は363人でございます。それが市となり、今回4月1日からは7人分をプラスします。そして1名の退職がありますから369人となりますが、事業会計で持つ職員が国保の事業会計で4人、それから簡易水道で3人、集落排水で5人、それから公共下水で3人、上水で4人、施設として18人ということで、全部で37人を除きますので、37を足していただくと369という数字になるわけで、これが4月1日、この予算で見えてある職員の数ということで御理解をいただきたいと思います。

次に、職員手当の内訳については、ここに示したとおりの額でございます。

それから次に100ページでございますけれども、職員1人当たりの給与費、給料の月額としましては、行政職員で31万162円、医療職につきましては26万6,983円、それから単労職としては21万5,669円。ただし、給与の月額と手当等を含めると、行政職員としては33万円7,220円、医療職につきましては27万3,155円、単労職につきましては21万7,287円というような金額になるというものでございます。年齢としましては、行政職は42歳、医療職は36歳、単労職は49歳ということでございます。

イとしまして初任給がここに示しております。

それからウとしまして、級別職員数、ここでそれぞれ行政職につきましては1級から8級の中に275人、それから医療職につきましては18人ということで、1級から3級をとっております。それから単労職につきましても1級から3級ということで39人、こういう形での級別職員数となっております。次に102ページでございます。給料別職務分類表でございますけれども、それぞれの級に値する職員の職ということで、ここで行政職、医療職、それぞれ分けておりますので、目を通していただきたいというふうに思います。

それからオでございます。一番下でございますけれども、期末手当・勤勉手当の支給でございますけれども、これにつきましては国の制度と同様ということで、支給率は4.4ということでございます。

それから次に、定年退職及び勧奨退職に係る退職手当ということでございますけれども、これにつきましては従来の支給率から下がったわけでございますけれども、60.99ということで国の制度と同じということでございます。

それから特殊勤務手当でございますけれども、この部分につきましては用地交渉手当として1日500円、それから乗務員手当、これは外山の通学バスの運転手さんに対して月額2万円を支給しているというものでございますけれども、そういう手当があります。

それから次に債務負担行為での調書でございますけれども、特にここで空調機器リース料として1億6,934万4,000円が限度額として、今回15年度末までの支払見込み額ということで空調リースでございますけれども、これは根尾村の旧役場のエコアイスの部分が債務負担を起こされて、こういう形でなっているということでございます。

それから次に、その下の2億6,700万円、金融機関が土地開発公社に公用地等の取得事業資金を融資したことによって損失を受けた場合の損失補償ということで、これは本巢町さんが公共下水を行われるに当たっての公社としての取得した額、こういうものの損失補償をしているといものでございます。

次に、大規模林道関ヶ原・八幡線久瀬・根尾区間開設事業に係る受益者賦課金に対する助成金として、これは根尾でございますけれども、1億5,615万9,000円ということで、それぞれ年度がここで示しておるわけでございます。

次に、一番最後に地方債でございますけれども、この15年度現在でございますが114億7,918万5,000円ということで、16年度中のまだ記載の見込みはこれからで入っておりませんが、償還の見込みが16億7,850万5,000円償還します。そうした中におきまして、98億68万円という、16年度末には、そういう残高見込みになるというものでございます。

もう1点、皆さん方のお手元の方に今回資料としてお配りをしておりますが、16年度の一般会計暫定予算款項別集計表という3枚ほどのものでございますけれども、これは先ほどから大変長々と説明したわけでございますけれども、それぞれ歳入歳出の内訳がここでトータルの上げております。一読を願いたいと思います。

それから3枚目につきましては、それぞれの報酬から、節別の内訳を、それぞれ予算に対しての金額と割合を示しておるわけでございます。

それから4枚目につきましては基金の状況ということで、2月1日現在の市の基金、市の基金と申しますか、旧町村からの65億4,361万577円という基金、その中で15年度中と申しますのは、市になってからの、要するに2月、3月での動きでございますけれども、そうしたもの、3億3,500万円というのは、学校の教育施設整備基金を取り崩すというようなことでございますけれども、そういう形で見させていただきまして、15年度末現在が62億7,964万577円になるということでございます。また、16年度中の増減はこれからということでございますが、参考として資料をお渡ししておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

大変長くなりました。どうもありがとうございました。

議長（村瀬 治君）

議案第22号 平成16年度本巢市国民健康保険特別会計暫定予算の議定についてと、議案第23号 平成16年度本巢市老人保健医療特別会計暫定予算の議定についての補足説明を求めます。

市民環境部長、簡単をお願いします。

市民環境部長（土川 隆君）

先ほど総務部分から説明がありましたように、一般会計暫定予算の編成方針と同様、この国民健康保険特別会計暫定予算、また老人保健医療特別会計暫定予算も同様に、4月、5月、6月における収入見込み額と支出負担行為見込み額を計上をさせていただいております。

では、国民健康保険特別会計暫定予算ということで、1ページ目をごらんいただきたいと思っております。

第1条で、歳入歳出暫定予算、事業勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億3,790万6,000円、施設勘定の歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,995万3,000円と定めるということであります。

では、事業勘定から順を追って御説明をさせていただきます。

まず、6ページをごらんいただきたいと思っております。

その前に、3月1日現在の本巢市の人口であります、3万4,911人、世帯は1万518世帯ということになっております。その中で、この国民健康保険事業の加入世帯、被保険者数につきましては1万2,409人、加入割合といたしまして35.5%、世帯数につきましては、加入世帯が5,636世帯で53.6%という状況になっております。

では、歳入から御説明申し上げます。

まず款1の国民健康保険税でございますが、16年度の税の賦課につきましては7月に課税調定をするということでございますので、今回は滞納繰越分ということで300万円計上させていただいております。

款4の国庫支出金、療養給付費等負担金であります、これは年間12回に分けて交付していただくものでございますが、そのうち1億8,513万7,000円を計上させていただいております。

款5の療養給付費交付金、これは社会保険診療支払基金というところから退職者療養給付費等に充当するための交付金を受け取るわけですが、5,890万6,000円を計上させていただいております。

款9の繰入金、一般会計繰入金であります。職員給与費等繰入金で1,516万5,000円、出産育児一時金等繰入金で310万円、次の一般会計繰入金で2億1,359万8,000円、合わせまして2億3,186万3,000円を計上させていただいております。

2項の基金繰入金であります。旧の4町村2月1日に合併しまして、そのときに持ち寄った基金の総額が2億333万700円ということになっております。その中で4,000万円を今回の暫定予算で繰り入れさせていただくということでありまして。

10の繰越金であります。1億1,900万円、これは前年度からの繰越金を見込んでおります。

続きまして歳出の方ですが、8ページ、国保の事務に要する経費、特に職員の人件費、あるいは臨時の賃金を含めた一般管理費として1,264万8,000円ということでありまして。

連合会の負担金が137万5,000円ということでありまして。

続きまして9ページですが、賦課徴収費ということで105万6,000円。

続きまして、運営協議会費、国民健康保険運営協議会委員報酬ということで12名の方をお願いを予定しておりまして、1回分の会議の報酬を見込んでおります。

次に款の2.保険給付費であります。目1の一般被保険者療養給付費から10ページの5の審査支払手数料まで、療養給付費ということで3億2,605万円を見込んでおります。

款の2の保険給付費、項2の高額療養費であります。一般被保険者、退職被保険者、合わせて3,172万2,000円を見込んでおります。

項4の出産育児諸費ですが、出産育児一時金ということで1人当たり30万円の16名分を見込んでおります。

続きまして11ページであります。葬祭費ということで1人当たり2万5,000円の48名分を見込んでおりまして120万円ということでありまして。

款3の老人保健拠出金、医療費拠出金と事務費拠出金、合わせて2億531万7,000円を見込んでおります。

款4の介護納付金4,323万円を見込んでおります。

12ページの保健事業費の疾病予防費22万2,000円ということでありまして。

諸支出金につきましては、税の還付金ということで、それぞれ17万5,000円、2万5,000円ということで20万円を見込んでおります。

最後に予備費であります。1,000万円見込んでおります。

次の13ページであります。給与費明細書ということで、国保の事務に従事する職員4名分の給与費の明細ということで、お目通し願えればと思います。

続きまして、施設勘定に移らせていただきます。22ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入につきまして、款1の診療収入で、項1の入院収入。この入院収入につきましては、根尾診

療所に入院施設がありますので、根尾診療所の分ということで、国民健康保険診療報酬から6番目のその他診療報酬収入ということで164万8,000円を見込んでおります。

次に同じく診療収入のうちの項の2の外来収入、これは本巣診療所と根尾の診療所の分ということで、国民健康保険診療報酬127万5,000円から5番目のその他診療報酬15万5,000円まで、合わせて1,788万3,000円を見込んでおります。

続きまして23ページであります、3項の検診収入であります。これも根尾、本巣の診療所においての検診を実施するについての収入ということで41万円を見込んでおります。

次に項4の介護収入であります、これは本巣診療所におきまして介護保険制度における訪問介護を行っておりますので、それらの収入ということで17万5,000円、4万2,000円の21万2,000円を見込んでおります。

2の使用料及び手数料、項1の使用料であります、根尾、本巣における往診を行う際の患者さんから負担していただくための自動車使用料、あるいは根尾診療所にあります入院の部屋の使用料ということで、合わせて12万1,000円を見込んでおります。

24ページであります、手数料につきまして、診断書手数料、介護保険主治医意見書料ということで、それぞれ3万4,000円、3万3,000円ということで、合わせて6万7,000円を見込んでおります。

款4の繰入金、他会計繰入金であります、一般会計からの繰入金ということで7,668万1,000円と、休日診療事業繰入金、これは根尾で休日診療をしておりますので、そういった経費を一般会計から繰り入れるということで182万円、合わせて7,850万1,000円ということであります。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金ということで100万円を計上させていただいております。

諸収入で雑入ですが、10万6,000円ということであります。

続きまして、25ページの歳出の方であります、総務費の施設管理費の一般管理費であります。この診療所における事務、あるいは診療などに従事する職員の人件費が主でありまして、正職員18名、本巣の診療所におきましては医師が1名に看護師が2名に事務員が1名で4名、根尾につきましては内科医の医師が2名、歯科医師が1名、技工士が1名、看護師が6名、事務員が4名で、合わせて根尾の診療所では14名の職員が診療に従事しております。そういった経費が6,401万3,000円ということであります。

次の27ページであります、款2の医業費、項1の医業費の、目で医業用機械器具費ということで、根尾診療所、また本巣診療所における必要な経費を見込ませていただいております。なお、この中で13の委託料でCT機器保守料352万8,000円、その下にあります使用料及び賃借料で全身用断層撮影装置リース料、これもCTのことでありまして、これは根尾診療所に設置してあるということであります。そういった経費で909万9,000円であります。

目の2の医業用消耗器材費で472万4,000円。これも根尾と本巣の施設診療所における器材費ということであります。

3番目の医療用衛生材料費で1,875万6,000円。これは根尾と本巢の診療所における医薬材料費ということでもあります。

目4の給食材料費36万1,000円。根尾村における入院施設に必要ということで、36万1,000円を計上させていただいております。

最後に予備費であります、300万円計上をさせていただいております。

28ページの給与費明細書であります、先ほども申し上げました18名の職員数の給与の明細ということでもありますので、お目通し願えればと思います。

国保事業の円滑な運営をさせていただくということでありまして、よろしく御理解のほど、お願いしたいと思います。

続きまして、老人保健医療特別会計の暫定予算でございます。

これも同様、4月、5月、6月における収入見込み額と支出負担行為見込み額を計上させていただいております。

まず1ページですが、第1条で、歳入歳出暫定予算、歳入歳出暫定予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億6,198万5,000円ということでもあります。

まず老人保健医療の対象者でございますが、3月1日現在4,407人ということで全人口の12.6%に該当ということでもあります。

では、4ページ、歳入の説明をさせていただきます。

支払基金交付金につきましては4億8,110万2,000円、これも各保険者からの拠出金をもとにこちらへ交付されるものであります。

国庫支出金につきましても、制度的に費用負担割合が決められておりますので、1億9,223万7,000円を見込んでおります。

県支出金におきましても、制度的にも決められておりますので4,805万7,000円を計上しております。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金ということで9,201万4,000円ということでもあります。

繰越金につきましては、前年度からの繰越金4,857万5,000円ということで、合わせて歳入合計が8億6,198万5,000円です。

次の5ページは歳出であります。この老人保健の事務に要する経費ということで、総務費といたしまして233万6,000円、医療費の支払いに要する経費ということで、医療諸費といたしまして7億6,945万9,000円、予備費といたしまして9,019万円、あわせて歳出合計が8億6,198万5,000円という内容のものでございます。よろしくお願いしたいと思います。

議長（村瀬 治君）

議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の議定についてから議案第27号 平成16年度本巢市水道事業会計暫定予算の議定についてまでの補足説明を求めます。

上下水道部長、簡略で結構でございます。

上下水道部長（林 賢一君）

それでは、議案第24号 平成16年度本巢市簡易水道特別会計暫定予算の説明をさせていただきます。

6ページ目を見ていただきたいと思います。

加入者分担金の加入金でございますが、本巢、根尾地区で6戸分を予定しております。その分を計上させていただいております。

続きまして、計量給水使用料の水道使用料の給水戸数は3,300戸で、4月、5月分を計上をさせていただきます。

8ページ目を見ていただきたいと思います。

新設改良費の委託料の実施設計委託料は、農業集落排水の神海地区及び特定環境保全の本巢地区における下水道管の布設がえに伴う水道管の布設がえ工事約3.5キロの設計委託と、根尾樽見の地区拡張増補工事及び神所の増補工事の浄水場の整備の設計委託料であります。

維持管理費の需用費の修繕料でございますが、各施設における設備の修繕及び配水管の漏水等の修繕の費用を計上させていただいております。委託料の簡易水道施設保守料は、各施設の電気計装設備、滅菌設備等の保守点検委託料となっております。水道水質検査委託料は、上水原水の全項目検査の委託料ということで金額を上げさせていただいておりますので、よろしくお願ひします。

以上、簡単でございますが、簡易水道の特別会計の暫定予算の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号の農業集落排水事業暫定予算でございますが、6ページ目の使用料及び手数料の農業集落排水施設使用料でございますが、つなぎ込み戸数1,213戸の4月、5月分を計上させていただいております。

繰越金の前年度繰越金は、本巢より202万5,000円、糸貫より166万1,000円の内訳になってございます。

歳出の方ですが、7ページ目の一般管理費の、使用料及び賃借料の土地使用料でございますが、下福島地区の公園用地2,148平米の借上料でございます。

施設管理費でございますが、これは各処理場に係る費用であります。主なものは、委託料の中の処理場維持管理委託料で、その内訳でございますが、浄化センターの水処理設備、電気計装設備、UV計及びマンホールポンプ等の保守点検費、また水質検査消毒剤の補充、汚泥運搬及び日常管理等となっております。各施設の処理場維持管理委託料ということで、大きな数字になってございます。この中の内容のことでございます。

9ページ目の方を見ていただきたいと思います。

神海地区農業集落排水事業費の中の委託料でございますが、これは西板屋や門脇地内の管路工事の設計委託で約2.5キロを予定しております。

真正地区農業集落排水事業費の中の委託料でございますが、管路施設設計委託料でございますが、これは地区といたしまして、真正地区の本郷、住吉、マガリタ、ダンナイ南、水鳥町、東町西、小柿北地区の管路工事の設計委託で約11キロほどを予定をしております。

以上で、農業集落排水事業の暫定予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号 公共下水道事業特別会計暫定予算でございますが、歳入の6ページ目を見ていただきたいと思います。

公共下水道処理施設使用料でございますが、これは根尾中央浄化センターの使用料で、210戸分の4月、5月分を計上させていただいております。

続きまして歳出でございますが、7ページ目を見ていただきたいと思います。

この中の一般管理費の委託料の中の蛍生息調査委託料でございますが、これは15年度に引き続き、岐阜工業高等専門学校にお願いをさせていただきますゲンジボタルの生息環境に関する調査費用で、下水処理場からの放流処理水とゲンジボタルの生息上に関する環境調査であります。場所的には、本巣浄化センターのせせらぎ公園の中にありますせせらぎ水路の環境調査をやっていただく予定でございます。負担金、補助及び交付金の排水設備新設工事補助金でございますが、本巣地区及び根尾地区における補助金で14戸分を予定をしております。

8ページ目の施設管理費の新設改良費の委託料の実施設設計委託料でございますが、これは根尾地区の東板屋、門脇地内の管渠工事 1.3キロの設計委託料を予定をしております。その下の設計監理委託料でございますが、これにつきましては、根尾中央浄化センター工事の監理委託料でございます。処理場建設工事委託料でございますが、これは本巣浄化センターの水処理施設、電気施設工事の委託料でございます。工事請負費の施設整備工事でございますが、これは根尾中央浄化センターの水処理施設の工事費でございます。これは、15年度からの継続事業でやらせていただく工事でございます。

次の維持修繕費でございますが、これは根尾浄化センター、本巣浄化センターの維持管理費用となっております。委託料の中の庭園等管理委託料でございますが、本巣浄化センターの公園、せせらぎ公園なんです、その管理費用でございます。処理場維持管理委託料の内訳でございますが、本巣及び根尾中央浄化センターの水処理設備、電気設備、窒素・燐測定器等の保守点検及び緊急通報、水質検査等の費用でございます。その下のマンホールポンプ維持管理委託料でございますが、根尾地区にあります22カ所の管理清掃等の費用でございます。汚泥運搬及び処理委託料でございますが、これにつきましては、根尾中央浄化センターから発生する汚泥の運搬処理の委託料で、約26トンを見込んでおります。

以上で、公共下水道特別会計暫定予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第27号 平成16年度水道事業会計暫定予算の説明をさせていただきます。

1ページ目の業務の予定量でございますが、給水戸数が6,430戸で、4月から6月までの3ヵ月での総給水量は6万4,500立米とさせていただいております。

4ページ目を見ていただきたいと思います。

給水収益の水道料金でございますが、4月、5月分を計上させていただいております。戸数は先ほどの給水戸数分でございます。受託工事収益は、真正地区の集配工事に伴う配水管布設がえ工事の設計の受託料と給水取出工事の2件分を予定をさせていただいております。

5 ページ目の営業費用の原水及び浄水費でございますが、これは電気設備の電気保守点検委託料、浄水場の修繕料等の費用でございます。配水及び給水費の主なものでございますが、水質検査、漏水の修繕、電気料等でございます。受託工事費の工事でございますが、給水取り出し工事2件分を予定しております。委託料については、集配工事に伴う配水管の布設がえ工事の設計委託で約4.7キロを予定しております。業務費でございますが、6,430件分の検針委託料となっております。

6 ページ目の資本的収入の負担金でございますが、これは給水工事に伴う個人負担金でございます。

加入金でございますが、これは新規加入分で14戸分を予定をしております。

支出の配水設備拡張費でございますが、その中には委託料と配水管拡張工事がありますが、委託料については本巢上水の導水管、送水管等約635メートル及び水管橋3橋の設計の委託を予定しております。配水管拡張工事につきましては、取り出し工事に伴う本管の拡張分で2件分を予定しております。配水設備改良費でございますが、これは石綿管の布設がえ工事、約1キロの設計委託料となっております。営業設備費でございますが、これはメーターの購入代で49戸を予定しております。

以上、簡単でございますが、水道事業会計暫定予算の説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

議長（村瀬 治君）

これをもって、議案に対する説明を終わります。

日程第33 議案第28号（上程・説明・質疑・討論・採決）

議長（村瀬 治君）

続きまして、日程第33、議案第28号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてを議題といたします。

市長の提案説明を求めます。

市長 内藤君。

市長（内藤正行君）

議案第28号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてでございますが、岐阜県市町村職員退職手当組合へ加入し、常勤の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理をいたしたいということで、この規約を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部長より御説明を申し上げます。よろしく御審議くださいまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（村瀬 治君）

説明、総務部長。

総務部長（溝口義弘君）

それでは、ただいま提案のありました議案第28号の補足の説明をさせていただきます。

今、市長の方から提案をされました理由でございまして、職員の退職手当組合、合併加入というものでございまして、特に変わったという部分では5条の関係でございすけれども、ちょっと聞いていただきたいと思います。

組合の議会の議員の構成でございすけれども、従来は定数が31が33になったということと、それから(1)の部分でございすけれども、従来は、波線が引いてあるところですが、10が14に変わったというところでございす。

それから(3)の各郡町村会長、これが従来は16が14に変わったと。要するに郡から市に移り変わったということでございまして、あとは従来どおりの規約でございす。補足説明とさせていただきます。

議長(村瀬 治君)

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りをします。ただいま議題となっております議案第28号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入については、委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は任委員会付託を省略することに決定をいたしました。

これから討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入についてを採決します。

議案第28号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第28号 岐阜県市町村職員退職手当組合への加入については、可決することに決定をいたしました。

散会の宣告

議長(村瀬 治君)

以上で本日の日程は、全部終了しました。

なお、3月13日から15日までは休会とし、3月16日午前9時から本会議を開催しますので、御参集お願いをいたします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでございました。

午後4時11分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

